

○命令周知徹底。

○無言で騒がず落つて。

○押さぬこと、離れぬこと。

5. 警備教育訓練要領

(1) 監視教育訓練要領

イ、服 務

○監視班長は常時勤務するもの、中通常二名を監視擔當者として上空の監視に當らしめ、他の二名を連絡員として残餘を控員とし休養せしめ、所要の時間(通常三〇分乃至一時間)毎に順次交代せしむ。

○監視班長は警戒警報發令ありたる時は、直ちに班員を所定の位置に集合せしめ、人員を點檢し其の他の準備をなさしめ待機の姿勢をとる。

○監視班員

監視班長は空襲警報發令ありたるとき直ちに監視員をして上空の監視をなさしむ。

監視員は機影又は爆音に關し左の要領を以て報告す。

1、發見方面 2、敵 3、機數 4、高度 5、進行方面 6、其の後の敵機行動

7、爆彈の種類及落下位置

監視班長は敵機來襲し危険と認めたる時は、所定の位置に待避し監視を繼續せしむ。

○連絡員

監視班長は監視員の報告に基き直ちに連絡員をして所要の事項を防護團本部に報告すると共に附近に大聲を以て周知す。

○控 員

監視班長必要と認むるときは控員をして監視所連絡員を補助せしむ。

ロ、守 則

監視班の守則を左の通り定む。

○監視班は絶へず上空を監視し且音響に注意す。

○監視班は敵航空機を發見したるとき及被害ありたるときは直ちに防護團本部に報告す。

敵航空機視界を去りたる時も亦同じ。

○方位判定の基準となるべき地點

第五章 本校防空教育の實際

東……妙見山 西……棒杭山 南……煙突 北……八幡山

○防護團本部との連絡法

監視班より連絡員を以て連絡す。

ハ、編成

監視班の編成左の如し。

班員……〇名

内班長……一名 班員……〇名

(2)搬出教育訓練要領

イ、搬出物件の所在確認

ロ、搬出目的把握

ハ、搬出物件搬出通路及搬出先の周知

ニ、一人搬送

物品を單獨にて背負ひ搬出

ホ、二人搬送

先棒の者擔き終り後棒の者擔き後棒者「ヨシ」の號令にて擔ひ終り二人で搬送す。

ヘ、三人搬送

一名が警戒する外二人搬送に同じ。

ト、四人搬送

四名一組となり同時に擔き外二人搬送に同じ。

チ、搬出先に於ける警戒

リ、演習

○警戒警報發令の場合搬出用意を行ひ完了後授業繼續するを原則とす。

○空襲警報發令の場合

警戒待機し情況により搬出せしむ。

○危険去りたる場合

警戒警報下に準じ行ふ。

○警戒警報解除の場合

搬出物件を原位置に復す、復歸完了したるときは本部に報告す。

(3) 燈火管制教育訓練要領

- イ、消燈……光を消滅すること。
 - ロ、隠蔽……外部に對して光を完全に隠すこと。
 - ハ、減光……燭光を減ずること。
 - ニ、遮光……特定方向以外に光を出さぬこと。
- ホ、注意點

- 警戒管制と空襲管制の區別が明瞭であるか？
- 遮光の仕方は完全か？
- 家屋の裏から光が洩れてゐないか？
- 便所に光は見えないか？
- 一寸燈して一寸消すのが不可ない。
- 完全に管制器具が配備出來てゐるか。
- 自分の家一軒位差支ないと言ふ觀念が悪い。

6. 防火消防教育訓練要項

(1) 送水バケツ操法

○循環送水

×單式一號

全員一列にて兩手間隔開脚。

水入りバケツ右から左へ送る。

空バケツは左から右に送り、右の人の前に置くこと。

水入りバケツを左に送るとすぐ空バケツを右に送り各自の前に空バケツがたまらぬ様注意す。

×單式二號

全員一列にて兩手間隔開脚

バケツを右手で渡し左手にもらふこ、れを同時に行ひ左手にもらつたならば右手に持ちかへて次へ渡す。

×複式

全員二列にて兩手間隔開脚

第五章 本校防空教育の實際

水入りバケツは右から左へ送る。

最終中央の者は之を放水して空バケツを左列に渡す。

漸次之を水槽に向つて送り、

最終中央の者は水を汲上げて右列先頭に渡す。

以下之を繰返す。

最初空バケツで練習、一分間強行練習
數回練習。

三分の一水を入れて練習。

三分の二水を入れて練習。

澤山な水を入れて練習。

○各個送水

各自バケツを持ち炎燒地點へ走つて行き



一七四

(號二式單) 法操ツケバ水送

各自が注水をなす。

○立體送水

×高所への手送

梯子を用ひ梯子には二三名人員を配置し兩手でこぼさぬ様送る。

×高所よりの返送

屋根より竹を用意しこれにすべらせて空バケツを下に送る。下では蕤を用意すること。

屋根が高くて竹がとどかぬ場合は綱を用ひる。

(2)注水教育訓練

○バケツに印をつけておく。

○バケツを落しても拾はず。

○「用意」で開脚、バケツの來る方向に上體を傾け兩手を其の方向へ出しバケツを受取るべき態勢をとる。

○ポンプに給水する場合。

○燃燒中心に注水する場合。

第五章 本校防空教育の實際

○焼夷弾の周囲に注水する場合。

○一定の基本練習後

想定「焼夷弾落下」

「火事」 警報を出す。

○服装を着け。

○水を入れたバケツを提げ。

○現場へ馳つける練習。

○列を整へてバケツが廻る迄約四十秒位（最大限）。

○集合の時提げて来た一杯の水は一齊に現場へ注水。

○直ちに水送り隊形に整列。

○整列は短縮し延長し二分し三分し凡る場合を豫想して練習。

○此の場合群長をして區切りや段落の指揮に當らしむ。

○數群合同の場合は全群を統率する責任群長を決定す。

○屋上消火梯子利用の送水練習。

○焼夷弾に水をかける場合は下圖による。

極端に右左といふ風に練習す。

(3) 筵の掛け方

○持出す時は、筵の上兩端を左右の手で提げ之を體の左側若くは右側にして馳せ、

○顔の高さ迄上げ約三米乃至四米手前迄前進し筵を左若くは右側に後方へ退け左(右)の手を

離し投げかける。

○筵を投げると同時に前の位置に復する。

(4) 砂のかぶせ方

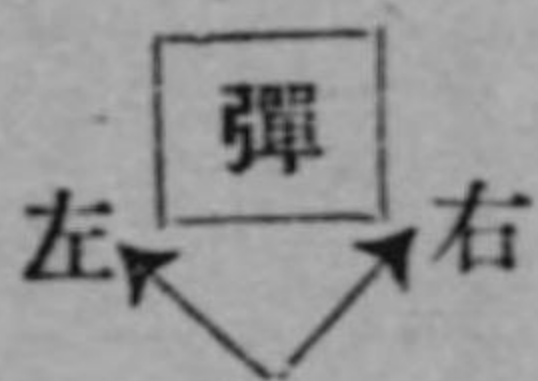
○焼夷弾に向ふには筵の時と同様に一定の地點にて左手でバケツの下を持ち右手は蔓を持ち一

且後方へ引き其の反動で投げる。

(5) 焼夷弾消火要領

イ、エレクトロン焼夷弾の場合

エレクトロン焼夷弾の彈自體の燃燒を消す事は化學藥品を以てしても出來ない。燃燒中心に濡筵や乾燥した砂をふりかけ水を多量に注水して火勢を阻止する。延焼防止法としては



砂や濡漉蒲團等をかけて注水し、同時に附近の延焼し易いものに手早く水をかけて火焰を抑へる。火力の衰へたものは撤去出来るから直ちに處置する。飛沫は被服類に點火する處が少いからなるべく近づいて消火に努める。

ロ、黄燐燒夷彈の場合

砂土等をかぶせると共に水をかけて消す。黄燐彈は水が蒸發すると自然に發火するから、一度消したら残つてゐる黄燐を屋外に除去し安全な場所へ燃焼させる。特に液狀燐の流れ込む床板等の接目裂目に注意する。この際素手でふれ素足でさはると難治の火傷を受けるから濡れ手袋や足袋等を用ひて消火する。

ハ、油脂燒夷彈の場合

附近の可燃物に對して注水延焼を防止する外、油火災と同じ要領で消火する不燃性ガスその他泡沫漉又は砂等で燃焼體を包圍して空氣を遮斷する。泡沫消火器、四鹽化炭素消火器を必要とする。消火器の無いときは砂、土、蒲團等でおほつて消火する。

ニ、備考

○水で濡らした漉で盛に火沫を飛ばしてゐる燒夷彈を覆ふ方法。

○漉の上端を内側に兩手に握つて目の高さに擧げる。

○垂れ下つた部分を足先でけりながら漉を楯にして火點に近づく。

○燃焼してゐる燃焼彈から約一米くらい迄近づいて兩手を少し擧げ漉の下端をふみながら火點に向つて覆ひかぶせる。

○燒夷彈攻撃と同時に、爆彈、毒ガス攻撃を受ける場合が多いから、之に對する凡ゆる手段を講じ消火作業を續け常に火災防禦に重點を置かなくてはならぬ。

○運動場路上其他空地に落下し他に延焼の虞なき燒夷彈は、消火の必要なく自然に消火するに任せ特に屋内消火に努力する。

(6) 梯子操法

防火班の基本訓練の一つとして梯子の操法も平常より周知練成の必要がある、特に體鍊科體操及教練と連關して訓練即體鍊即防火を旨指して鍊成されねばならぬ。

イ、編成

國民學校兒童及學校建築を豫想して相當長大なる梯子を必要とする見地より四人伍別編成が適當と思ふ、併し梯子の大きい人員の増減等により適宜二人伍、三人伍、五人伍とする

時もある。

◇集合隊形

號令

●集れ(二列横隊)

●右へ竝へ番號

●梯子間隔左へ開け

四人一組になり左向け左をして馳走にて梯子間隔開いて停止右向け右。

●各員番號

下圖略圖の如く各組四番生まで番號をとる。

●梯伍番號

各組一番生のみが右から左へ順次番號をとる。

●用具用意

一番生のみ残り二三番生は梯子四番生はバケツ受を持參し梯子は一番生の右足尖の前に垂直に置き、一組一番生は各組の梯子の出入を直し「よし」で二三番生は始の位置

に復歸四番生はバケツ受を左に携けた儘復歸す。

●持場に着け進め

豫令で手腰馳走姿勢をとり、動令で兩端の横木(踏棧)の外側に直立す。

□基本操法

①停止間諸動作

豫令

動令

●左に携け……梯子

一二番生が左向け左三四番生が右向け右をして内側に向合ひ屈膝して三四番生梯子を起すを一二番生が左手で踏棧を握り起立前方に向く。

●右に携け……梯子

四人豫令で内側に向合ひ、一二番生の持つてゐた梯子を三四番生に渡し前方に向く。

●携け……梯子

四人豫令で内側に向合ひ、梯子を横に倒し四人同時に梯子の親柱を携け前方に向く。

●肩に……掛け

前方に向ひた儘携けてゐた梯子を肩に掛ける。

●上に……………挙げ

肩より内側の片臂にて頭上高く差上げる。

●右向(左向)……………右(左)

前方の一三番生は斜右向右をなし、半圓形に六歩行進停止二四番生は斜左向左をなし、半圓形に六歩行進停止し一直線に前伍に整列す。

●廻れ……………右

其場で廻れ右をなしつゝ右手と左手を持ち變へる。

●置き……………梯子

豫令で四人内側に向合ひ動令で屈膝して梯子を靜かに置く。

㊤行進間の諸動作

●前へ……………進め

右に携げ梯子或は携げ梯子の姿勢をとり、動作にて外側の足より軽く踏出す。

●右向前へ……………進め

停止間に於ける動作を行進間に行ふ。

右向左廻れ右携げ梯子肩に掛け上に舉げの諸動作も行進間中距離の遠近疲勞の程度により適宜操込れる。

●伏せ

携げ梯子の姿勢より置き梯子の姿勢を敏速に行はしめ、頭は梯子に寄せ體を斜後方に伏臥せしむ。

●馳走前へ……………進め

通常は梯子を肩に外側の手は腰内側の手を親柱に掛けしめ駆走せしむ。

㊦消火應用の諸動作

●火點及消火位置指示傳達復唱

●梯子を掛け

家屋に併行に梯子を置き、一三番生は兩手にて梯子を起し、二四番生は兩手にて屈膝して梯子を押へ垂直に立てば家屋の方に斜に倒し梯子を掛く。

●消火用意

一番生は真先に梯子を攀登し屋上に位置すれば、大聲にて組名を呼稱し、二三番生は梯子中途迄登り火點を背にし内側片脚を踏棧に掛け外側の脚で衝立つ、四番生はバケツ受けを持ち梯子下の斜前方に用意す。

●消火始め

送水班より送られたバケツを三二番生は受取り、一番生に渡し一番生は火點に注水し、四番生に投下す、四番生は送水班にバケツを渡す。

●火點移行

一番生は移行を全員に告げ、二番生は屋上に、三番生は下に降り、一番生のよしの號令のあるまで梯子を移行さし屋根に掛けた位置に復歸、四番生はバケツ受けを梯子につれて移行さす。

●鎮火降りよ

一番生はバケツを四番生に渡し全員降下、一番生降下直ちによしの號令で最初の位置につき家屋と併行に倒し携げ梯子の姿勢をとる。

ハ、留意事項

- ①危険防止に萬全を期すること。
- 屋上は靴は危険素足か足袋位にせしむること。
- バケツ投下は餘程注意を要す。
- 梯子降昇は沈著冷靜が必要。
- 梯子を逆立は負傷の際迷惑とか常に正常立を要す。
- ②物資愛護精神の涵養に努めること。
- 梯子は常に清潔に掃除をなし破損箇所は手入をなすこと。



(掛人四子梯立) 法操子梯

●バケツ受も常に手入をなすと同時に消化の際にも丁寧に取扱ふこと。

○體操教練との一體化を企圖すること。

●梯子操法中規律を尊び片時も片手間に使用せざること。

●梯子操法により腰掛肋木鐵棒平均臺擔架等の代用になり體操時を利用し訓練と併用して行ふと効果的と思ふ。

7. 防空救護教育訓練要領

救急法

×救急法の目的は外傷及び急病に當り救急の處置をすることにある。

(1) 外傷の處置及び注意

- イ、微菌が入らぬ様に注意する、でないとは膿する。
- ロ、早速消毒して、ガーゼ(既消毒)を當て、繃帯をする。
- ハ、汚れた指先、紙、ハンカチ等で觸れない。
- ニ、水で洗ふと化膿の危険がある。
- ホ、血の塊がついてゐる時は取らない。

へ、傷口が汚れて居る時は、破傷風の危険があるから醫者へ連れて行く。

ト、脱衣させる時は靜かに脱がせ、急を要する場合は切り取る。

チ、凡て處置をなす場合は、地物を利用し作業中ならば列外に連出し作業の邪魔にならぬ様注意する。

リ、出血の有無を調べ、出血の際は止血する。

(2) 止血法の要領

- 少しの出血ならば、消毒ガーゼを傷口に當て繃帯すれば止まる。
- 出血稍多き時は、ガーゼを厚く當て暫く之を壓迫し三角巾にて稍強く括る。
- 上肢又は下肢より出血する時は、骨折無き限り該部を高くすること。(可及的に垂直に立てる)
- 凡て止血は、創よりも心臓に近い脈所を骨に向ひ壓迫する。
- 寒氣烈しい時は、縮括りたる手足は凍傷の處があるから二時間以上に及ぶ時は一度解いて血を通す。

イ、應急止血法

○動脈血は鮮紅色で搏動的に噴出する。靜脈血は暗赤色で噴出せずだら／＼流れる。

○腕又は脚に負傷した場合は、骨折なき限り先づ之を垂直に立てる。

○手指より出血する場合は、出血する指の根部の面側に拇指と示指の腹を當て動脈を強く壓迫する。

○以上の場合に於て、若し締め方緩き爲に末梢部鬱血を來すことあらば締の直しを必要とする。

○頭部の出血は、消毒ガーゼを數枚重ねて當て繻帶三角巾等を以て硬く巻くこと。

○以上の應急止血を了へたる時は、救護班により救護所に運搬して二時間以内に外科手術を受くること。

ロ、手指の場合

自ら負傷の時は健側の手を以て行ふ事。

○手又は前膊より出血する場合は、傷者を仰臥せしめ、術者は傷側に位置して傷者に向ひて跪き、傷肢と反対側の手を以て傷肢の一端を持ち上げ傷肢と同側の手の掌を傷肢上膊に内後方より當て拇指の腹を以て力瘤の内側を走る上膊動脈を強く骨に向ひて壓迫すること。

(自ら負傷せる場合は健側の手を以て傷肢動脈を壓迫する事)

前膊を壓迫するも止血し得ざること
に注意すること。

○上肢又は腋窩より出血する場合は、傷者を仰臥せしめ術者は傷側に位置して傷者に向ひて跪き、傷者の反対側の手の拇指を傷者の鎖骨上窩より鎖骨下動脈に當て他の四指は肩に沿ひて背部に當てたる上、拇指を鎖骨の内下方第一肋骨に向ひ深く押込む如くして該動脈を壓迫すること。

ハ、鎖骨の場合

○足下腿又は大腿より出血する場合は



(血出部膊上左) 法血止 線訓育教急救

傷者を仰臥せしめ術者は傷肢の反対側に位置して傷者に向ひて跪き、鼠蹊部の中央に在る股動脈に兩拇指を當て自己の體重を懸けて強く壓迫すること。(負傷者自ら兩手を以て行ふも可)

○稍長時間に亘り止血を繼續する必要がある場合は、上肢の負傷の際は上搏を、下肢の負傷の際は大腿を疊みたる三角巾、數枚重ねたる卷軸繃帯(止むを得ざる場合は風呂敷、手拭等を代用す)にて緩く一回巻き兩端を結び之に棒の類を押込み引上げつゝ廻して締め出血止むに至りて棒の端を適宜留め置くこと。

ニ、大腿の場合

○手壓指血法として兩拇指による場合と前項鎖骨の要領により、補助器材を用ひての止血を指導する。

(3)急傷病の處置

イ、卒倒

○衣服を解き風通しのよい所に仰臥せしめ、
○顔色の青い者は頭を低くして足を高くする。

顔色の赤い者は頭を高くして冷す。

○吐氣のある時は頭を横にする。

ロ、火傷

- 火中より人を救出するには、自分の着衣を濡らし頭や頸にも濡れた布をつけて飛込む。
- 清潔な油を塗り繃帯する、指は一本毎に巻く。
- 黄燐焼夷弾の火傷は重曹の五十倍液で洗つて油を塗る。
- 火傷で皮膚が赤くなつたら胡麻油、椿油等の植物性油を塗り水にて冷す。
- 水泡が出来たら破らず周圍に亞鉛華油又は胡麻油をつけて繃帯する。
- 着物に火がついたら、其の人を倒し苧毛布等を被せて火を消して水をかけ出来れば温い部屋に移し着物を切り取る。火傷の部分には冷水をかけて痛みが少くなつたら亞鉛華油又は胡麻油を塗布す。

ハ、裂傷

- 傷口は直接手で觸れるな。
- 傷をしたら先づ血止めの手當をせよ。

○出血多量の際は消毒ガーゼを當て、強く繃帯し直ちに救護所へ運べ。

○重傷の場合は擔架で救護所へ送れ。

(4)人工呼吸法

イ、目的

○假死に陥り呼吸停止せるものにつき一定の壓力と刺戟とを與へて之を蘇生せしめる。

ロ、適應

○溺水、埋没假死、窒息、喝病等。

ハ、種類

○患者の手を利用する法。

○患者は仰臥したるまゝにて救護者のみで行ふ法。

△強力を作用し得る

△操作に無理が無い

△従つて効果的である

一般的方法

ニ、実施要領

◎患者の準備

①呼吸停止の原因を見極めて其の對策を講ず。

△窒息者 現場の部屋中で實施しない。

△溺水者 水を吐かせる。

◎場所

△風通しのよい所。(木蔭等)

△現場より餘り遠く離れた所は不可。

◎準備

△床面又は地面は平かに、出来れば布團一枚程度の柔かさが欲しい。

△脱衣上體全裸

寒氣等にて狀況許さざる時は鈕等を脱し胸を開き腹部等緊迫は弛める。

◎呼吸法の實施(救助者一人の場合)

◎患者の姿勢

○上向きに臥せしめ、両手は頭上に軽く接せしめたる位置して置く。

○患者の胸を張り、胸部の運動を最大ならしむる爲に毛布、衣類等にて腰枕を置く。(高さ一〇糎)

○頭は枕すること、なるべく低くし下顎を上へ伸す。

○失神状態の患者には開口法を講ず。

○開口せしめたならば、素早く一手を以て舌を掴んで口外に引出し箸の如き二本の棒にて舌尖を挟み兩側を縛つて舌の落込まぬ様にする。

◎術者の準備姿勢

○患者の骨盤上に跨り、脚は兩膝蓋部が腰枕より稍々下方に離れる程度とし大腿の内面はしかと骨盤を挟み上體の安全を計る。

○兩上肢は肘にて僅々屈げて之を外方に張る。

○手は兩拇指球を患者の肋骨弓の上方にて縁に添ふて「八」の字形に開き他の指は軽く開く。(先端間隔は五糎)

Ⓢ實施上の注意

○呼吸法は節度を正しくし、各動作は常に一定するを要するから呼唱を附し齊整に實施

する。

○「ヒトーツ」と長く呼唱す。

この時次の運動に移行し得べき準備姿勢にあり。

○「フターツ」と長く呼唱す。

成るべく肘の屈曲等を變ずることなく單に脚を以て滑に上體を前方に乗り出し體重を兩上肢に懸け之を利用して兩手を以て胸廓を下内方に締る。

○「ミツツ」と短く呼唱し上體を固の姿勢に戻し、兩手は準備姿勢の時と同様に軽く胸廓に觸れたる儘とす。

(5)毒瓦斯彈が落ちた場合

イ、防毒面簡易吸收罐持參の者は直ちに着ける。

ロ、所持する手拭又はハンカチ、布巾に、水又は藥水(炭酸ソーダ溶液、石鹼水等)を浸して鼻、口を掩ふ。

ハ、風上又は風向と直角の無毒地帯に避け成るべく動くな。

ニ、持久性ガス彈落下の場合には、消毒作業の終るまで防護室、待避室、防毒室に收容して置く。

ホ、被毒者を生じた時は、速かに應急措置を講じ、警防團防毒部員到着後はその指揮に従ひ之に協力する。

ヘ、汚毒の疑ある物件にふれない。

ト、被毒地帯を通過した時は速かに目、鼻等を清水で洗滌する。

チ、眼をやられたらこすらず洗ふ。

リ、クシヤミの激しい時は重曹水か食鹽水で鼻を洗ひ含漱する。

ス、毒ガスの液が皮膚にかかつたら直ぐ拭きとり晒粉で消毒する。

ル、同じく着物にかかつたら着物を脱いで何遍も石鹼水で身體を洗ふ。

ヲ、醫者の所へ連れて行つて充分に手當を受ける。

看護法

(1) 電気傷

○自分で感電しない様にする。

○先づ電氣を止める。

○止め難い時は硝子、乾いた木、竹、毛布等の上に乗し、乾いた布巾、衣服、毛布等で手を包

み、患者の衣服を掴み木竹等で電線から離し、爾後は卒倒者と同様にする。

火傷あれば火傷の處置に準ずる。

○凡て濡れた物、金屬類は禁物である。

(2) 應急處置に用ひる藥品並に衛生材料

イ、消毒用

○消毒用アルコール||皮膚創傷の消毒に供す。

○過酸化水素酸||傷口の消毒に供す。

○稀ヨードチンキ||創傷の周圍の消毒に供す輕いすりきつや小さい傷の時は直接塗布す。

ロ、植物性油||火傷口に塗布す。

ハ、油紙

ニ、重碳酸ソーダ(重曹)

○燐火傷用||黄燐が皮膚に附着せる場合は、布片、木片等にて除去し5%溶液にて反覆洗滌す。

○洗眼鼻用||毒ガスに目や鼻を侵された場合は、1—2%水溶液にて洗滌す。

○含漱吸水用||毒ガスに咽喉を侵された場合は、一―二%にて含水及び吸入す。
ホ、クロラミン又は晒粉

○糜爛性毒ガス皮膚に附着せる場合に○・五―一%クロラミン水溶液にて反覆洗滌す。

○又は晒粉一に水三の割合にて混じ、晒粉泥として被毒部に塗布し暫時の後水洗す。

ヘ、石鹼(薬用)||糜爛性毒ガヌ洗滌用

ト、卷軸帯、三角巾、ガーゼ、精製綿、油紙、鉄、ピンセット、繻帯止

繻帯法

(1)種類

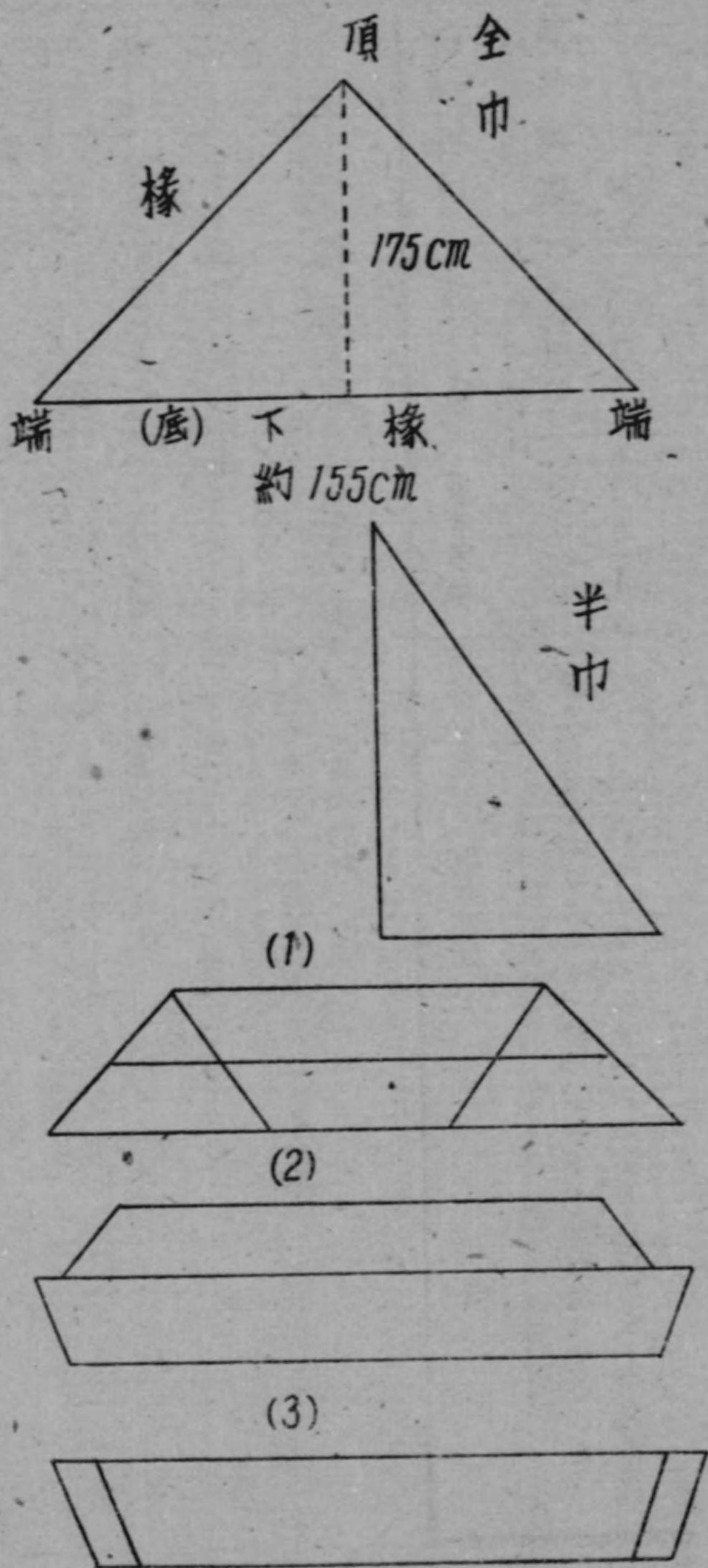
イ、卷軸帯 晒木綿の兩耳を除き半反の長さに切りたる物を普通縦に六裂又は八裂にして一端を三十種位折り畳み之を基礎として卷きたるもの。

ロ、三角巾 三尺平方の木綿を角かけて二つに切つたもの。

○全巾||開いたまま。

○半巾|| (小三角巾) 二つ折にしたもの。

○疊三角巾|| (頸巾) 全巾の頂を底の中央に置き適當の中に疊んだもので普通は八つ折。



(2)使用時の心得

イ、卷軸帯の場合

○固定捲(環行帯)にて始り固定捲にて終るを原則とす。

○成る可く右捲のこと。

○末梢部より捲き始め中樞部に向つて進むこと。

○引締める様に捲かす轉がす様に捲く事。

○除く時は捲き戻すこと。

ロ、三角巾の場合

○全巾の端とくを結ぶ時は大抵の場合長短を作り蜻蛉結びを使う。

○傷口の上で結ばぬ事。

ハ、副木

○負傷の上下の關節を固定すること。

緊縛せぬこと。

○上下肢の骨折に用ゆ。

繃帯法 一覽表

(基本的なもの)

傷の場所	名稱	巾の種類	要 項
頭部裂傷	三角頭巾	全巾	底を肩骨にかけること、後でぶの下で左右交叉すること。二つに折る時手の縦の長さだけの差を作つてをく。頭巾代用となる。
右 同	四角頭巾	四角巾	

片眼の傷	こめかみの傷	頤の傷	肩の傷	胸の傷	腕の傷	前腕の傷	下腰の傷	腎の傷	手足の傷	手足の傷	頭の傷
眼巾	頤巾	頤巾	肩巾	胸巾	提肘三角巾	陰部巾	股巾	手足三角巾	交叉巾	頭投石巾	頭投石巾
右 同	右 同	右 同	全巾	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	半巾頸布	半巾頸布	投石巾
<p>疊み三角巾の交叉所は患部の反対の後でぶの下。 止血の爲傷口の上で二回ねぢること。 傷口の上で振る必要なし。 細紐は患側の肩から打掛けること、底を少し折上げること。 頂を患側の肩に打掛けること。 頂を患側の腋の下へ差込むこと。 股と腎の傷に應用出来る、頂を患側にて紐に掛けること、底を九割位折り上げること。 手首足首に底を三割位掛けること。 出血多き時に用ゆ。 傷口が前の時は前の布を後に結び後の切布を頤の下で結ぶこと、傷が後の時は前の切布を下げ結び切布を前で結ぶ。</p>											

擔架操法

(1) 擔架術の目的

患者の救助運搬するにあり。

第五章 本校防空教育の實際

(2) 動作

すべて號令を以て行ふ、但し患者又は患者を載せたる擔架の動作の號令は緩かに下すのである。

(3) 擔架編成

擔架を操作する一組を擔伍といふ。擔架編成は普通四人であるが人員により三人伍或は二人伍となる事もある。

(4) 擔架操法の注意事項

イ、患者を載せた場合は、患者の足の方が先頭となり前進す。

ロ、歩行する時は、前者は左脚から後者は右脚から歩み出す。

ハ、前進中一番は常に前方の道路其の他に氣を付け後の者に教へる、二番は絶えず患者の様子に氣をつけ顔色に注意して若し變化があれば擔架を下させて應急處置をする。

(5) 四人伍擔架運搬法

號令

動作

作

四人伍集れ

一番の號令にて直ちに二列横隊に整列す。

番 號

一番の號令にて右翼より順次番號を呼ぶ。

擔架に掛れ

一番の號令にて各員位置につくと同時に右膝を地につける。

よし擧げ

二番の號令にて皆一擧に立上る。

進 め

二番の號令にて前進す。

止 れ

一番の號令にて各員一齊に停止す。

置け用意

二番の號令にて各員同時に徐に右膝を右につけ擔架を置き各員一齊に起ちて持場に復する。

(6) 擔架に載せ方

イ、患者を擔架に載せるには、色々のことを十分に注意せねばならぬ。

重症患者や骨折或は内臓に目に見えない損傷のある時には唯痛みばかりでなく重要な關係があるからである。

ロ、患者を擔架に載せる動作は總て一番の號令で動く。

號令

動作

作

掛 れ

一番は患者の下肢を横側から持つ。

二番は患者の頭の方に寄り片膝を地につけ、
 三番は患者の胸を持ち二、三番は「宜し」の合圖をなす。
 一齊に徐かに患者を擧げること、の時四番は手早く擔架を患者の下に送り三番と向ひ合ひて患者の胸を持つ。
 一齊に徐かに擔架の上に置く。
 各員一齊に舊位に復す。

患者搬送法

(1) 歩行扶助法 肩くまをして負傷者と歩調を合す。

一、一人運び

① 負 方 長途の運搬には廣い布片を患者の腰に纏ひ、その端を運搬者の胸に結んでもたげて支へてもよい。
 其の兩端を結び合せ運搬者の肩にかけると便利である。

② 抱 方 抱く時に布片、巻脚絆、帶革を患者の臀に當てる。

イ、擔架の無い時
 ロ、擔架で運び切れぬ時

(2) 徒手運搬法

(手運び)

イ、擔架の必要の無い時
 二、二人運び

① 片手組
 ② 輪持ち 腹巻、巻脚絆、繩等で輪を作ること。
 ③ 手車
 ④ 馬乗り 運搬者は共に左足より歩み始める。
 ⑤ 縦抱き 患者を寝かせたまま運搬する方法で、近距離の運搬は出来るが長途には不向である。
 ⑥ 向ひ抱き
 ⑦ 横抱き

ロ、病傷状によつて利用出来る
 來ぬ時もある

(3) 傷者輸送上の注意

◎輸送に不適なもの

- ショック病状のある者
- 亡血著しき者
- 大手術を行つた直後の者
- 頭、胸、腰部の穿透創或は新鮮なる大腿骨創の者
- 化膿著しき四肢負傷者

◎輸送に際して考慮すべきもの

- 後出血の虞ある者
- 窒息の危険ある者
- 尿開及び尿浸潤の虞ある者
- 意識障害のある者
- 狂暴状態にある者

空襲に因る主要損傷

- (1)爆 弾 爆創、爆傷、跳弾創、介達弾創
- (2)爆 風 眩暈、窒息、ショック、内臓皮膜及實質破裂及出血、腔内出血、筋肉内又は皮下出血、大血管破裂、骨折、鼓膜破裂、内耳障碍、聽力障碍、均衡障害、鼻出血、眼球突出及脱臼、水晶體脱臼、



(折骨脚左) 法搬運手徒 方び搬の者患

眼球壁破裂、眼球各部破裂、子宮出血、流産、早産、腦震盪、外傷性神經症等。

- (3)燒夷彈 火傷、熱傷、爆傷、跳弾創、介達創、介達
- (4)銃 創
- (5)ガス中毒
- (6)傳染病 毒物中毒
- (7)挫傷骨折埋没假死電擊失神精神病

綜合教育訓練

- (1)警戒警報發令時
 - イ、服裝の用意點檢をなす。頭巾、靴、卷脚絆、手拭、手袋
 - ロ、資材器材の配備をなす。
- 群長「第○防火群三分の二資材器材の配備につけ」
- 三分の二が配備をなし残三分の一が教室處置をなす。
- 各群毎に資材を保管位置より、第 表の位置に配備す。

無言緊張

正確機敏

秩序整然

順序よく

誰が	何を(いくら)
どこに	どこに

決められた通り

○防火水は肝要群内の防火水槽、池、足洗場等一切の容器に満水して置く。

○群長は配備中に巡視點檢補正をなす。

○發令より五分以内に配備完了し本部に報告す。

「第○防火群資材配備完了」

○配備完了報告後は整然として全員引上げ授業を繼續す。

(2)空襲警報發令時

イ、全要員配備につく。

ロ、群長は配備完了なるか否かを點檢す。

ハ、配備完了後は速かに本部に報告す。

「第○防火群要員配備完了」

ニ、配備完了後は全員所定の待避所にて待機す。

ホ、防空壕入りの順序、壕中の隊形、壕中の待機姿勢等決められた通り行ふ。

ヘ、待避所にありては待つあるの心構を十分になし絶えず四圍を警戒す。

(3)敵機來襲時

イ、「敵機近づく」「爆音聞ゆ」等により空襲判斷をなし同時に壕中の姿勢を低くし「伏せ」の

要領にて目、耳、鼻を護る。

ロ、「敵機去る」「爆音消ゆ」等にて再び壕中にて四圍警戒に復す。

ハ、待避壕中にある時、焼夷彈落下を察知したるときは、間髪を入れず壕より跳出し直ちに處置をなす。

(4)焼夷彈落下時に於ける諸動作

イ、落下箇所より搜索し速かに發見をなす。(情況現示場所を速かに發見す)

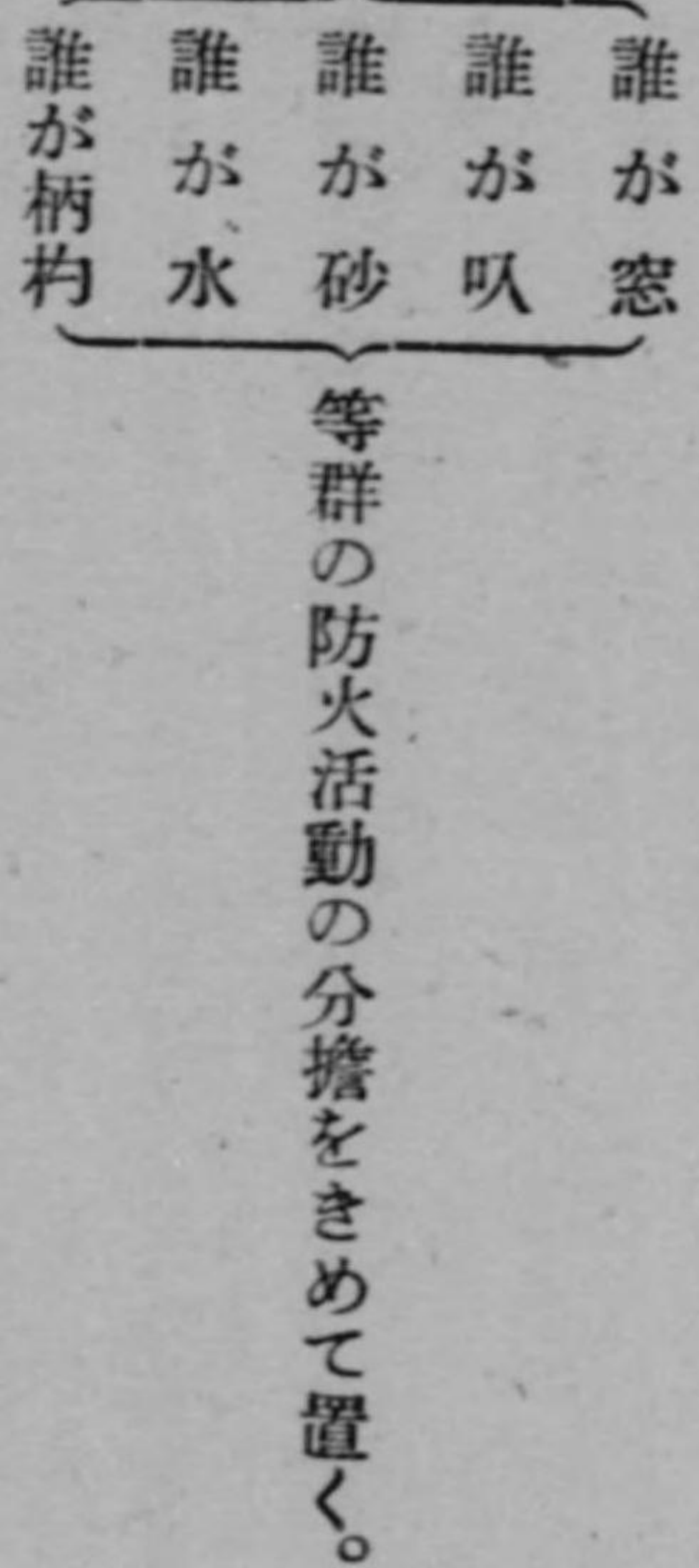
この際各群共一、二名は落下せすと認むる教室と雖も必ず點檢し、特に天井裏、床下、物置、便所など眼につき難き場所に注意す。

ロ、發見者は被彈箇所を大聲にて群内に周知徹底す。

ハ、群傳令は直ちに本部へ落下報告をなす。

「第〇防火群〇〇〇に小型エレクトロン焼夷彈落下」等

ニ、發見と同時に適切な防火消火の處置をなす。(一分間鎮火に努力す) 群内はあらゆる場合を豫想し、



ホ、防火消火に際しては防火水槽を活用し最大効果を擧ぐ。

ヘ、鎮火後は直ちに本部に報告す。

「第〇防火群焼夷彈鎮火」

ト、群内に大型焼夷彈落下せる時は

○群内及隣群に大聲又は空罐を以て連呼し周知徹底せしむ。

○落下群並に察知せる群より本部へ落下報告をなす。

○「第〇防火群〇〇〇に大型焼夷彈落下〇〇〇中」

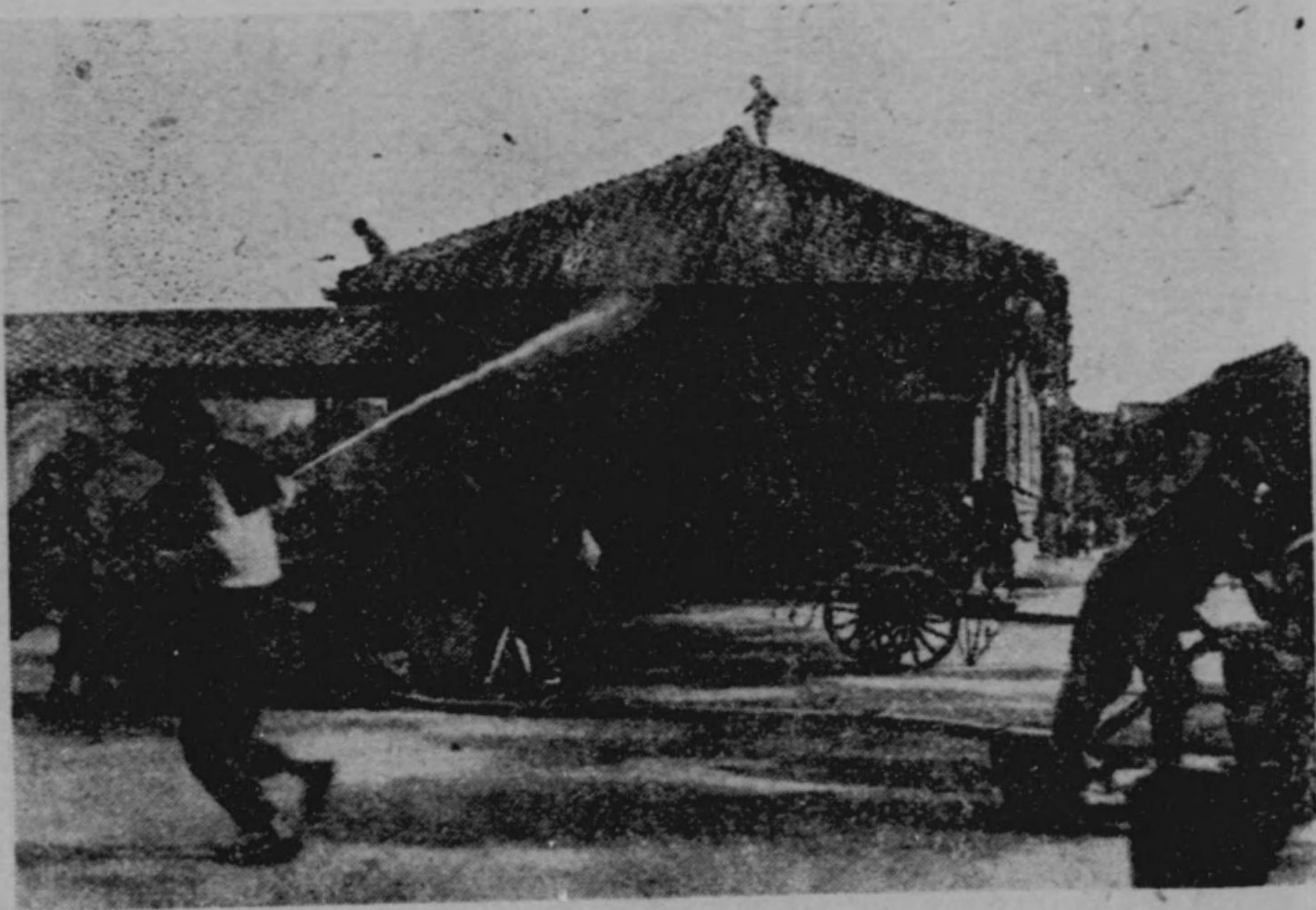
○落下群は應急處置をなしつゝ情況により隣群又は全群に應援を求む。

○應援を求められたる群は直ちに要員を残し出動す。

○出動したる群は防火班長、群長の命に従ひ全力を擧げて共同處置をなす

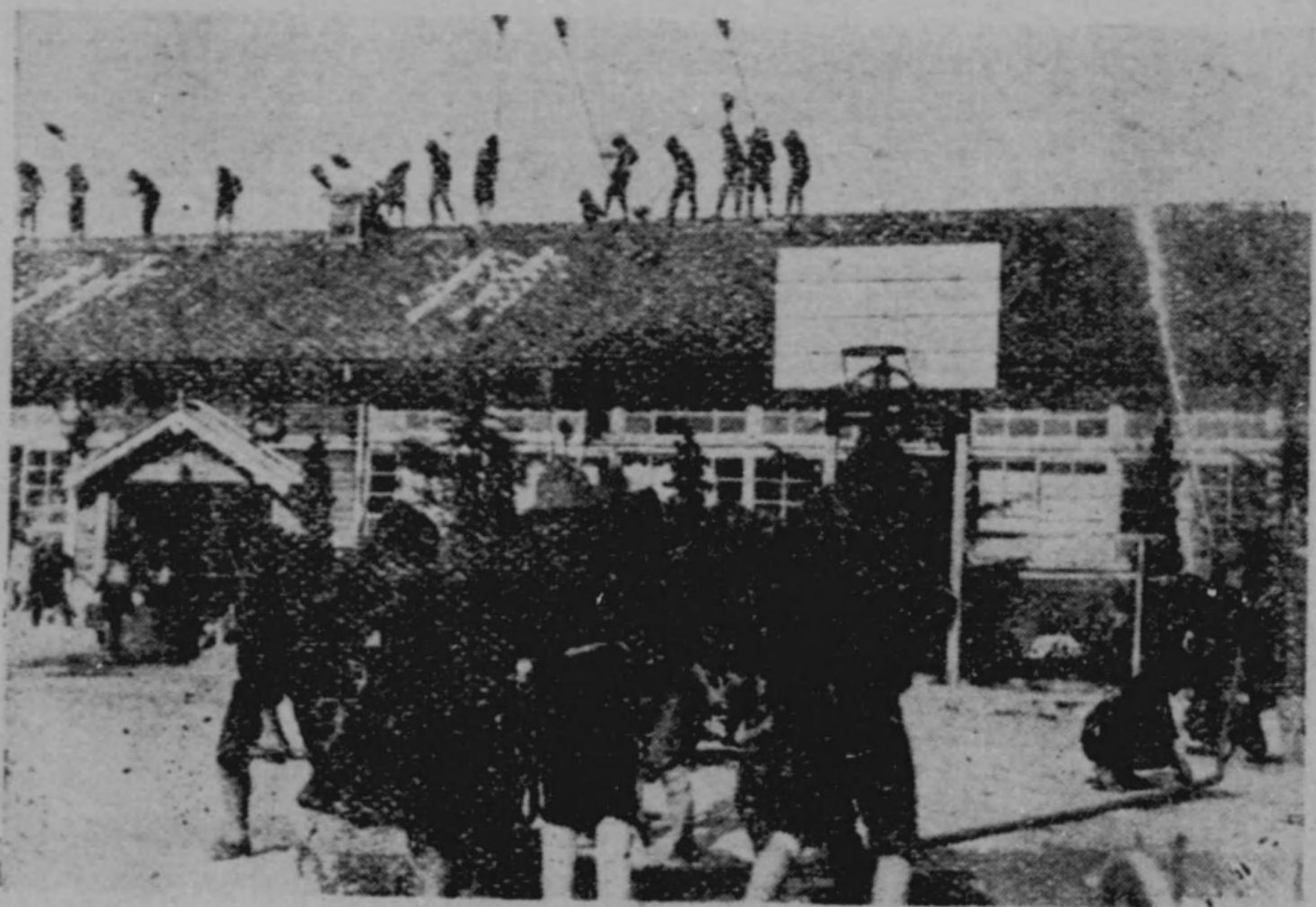
○應援の爲出動したる防火群要員は凡て防火班長の指揮下に入る。

チ、火災となりたる場合は先づ延焼防止に つとめ次に燃焼箇所の消火に努む。



(法操アンボ) 練調台綜

- リ、消火中と雖も爆弾の落下音を聞き、又は附近に爆弾落下し始めたる時は、直ちに伏臥し精々低い所又は附近の待避所を利用して突差に危害を防止す。
- ヌ、延焼の虞ある校舎は、直ちに窓を閉じ火焰を被る箇所及び落火し易き庇下妻などに水をかけるなど、延焼防止に努む。なほ風下に於ては、火叩き、バケツ、水柄杓等をもつて飛火の警戒をなす。
- ル、警察警防團等の防空機關校外より赴援し來りたる時は、學校特設防護團員はこれが統一指揮下に入り協力して消火につとむ。



(法操叩火 法操ポンボ) 練訓合綜

(5) 鎮火後の措置

- イ、鎮火後は残火の處置警戒を嚴重にす。
- ロ、可及的速力に集合を命じ、人員點呼異狀の有無を調査す。
- ハ、各群より火災被害報告を本部にす。
- 「第〇防火群〇〇〇〇に焼夷彈落下せるも鎮火、人員其他被害なし」
- 「第〇群大型焼夷彈により〇〇半焼事故〇名其他異常なし」
- ニ、完了後は速かに資材を復歸し待避所にて次の空襲に對處す。
- (6) 空襲警報解除下の諸動作
 - イ、待避所より出で資材器材を警戒警報發令時と同様の狀態に整理整頓し、次の空襲に對應する萬全の準備をなす。
 - ロ、群長は之が點檢補正の後各群引上げしむ。
- (7) 警戒警報解除時の諸動作
 - イ、最も入念確實に資材器材を復歸す。(群保管位置へ)
 - ロ、群長は員數不足なきや資材器材完全なるや整理整頓十分なりや等嚴重に復歸點檢補正をなす。

す。

ハ、群傳令により本部へ資材復歸の完了報告をなす。

ニ、全要員に反省注意の上引上げしむ。

ホ、資材保管位置は第四一頁圖表による。

(8) 演習順序

○「焼夷彈落下」の傳達を聞き群長は之を群内に傳へ同時に防護團本部へ傳令を走らす。

○一同現示場に集合直ちに持ち出したバケツの水を一杯づつかける。

○「筵」の號令で五名宛東西又は南北に分れ一人宛基本訓練通り動作。

○「砂」の號令で筵隊が分れて引上げたら砂隊は反對方向に分れ一人宛動作する。

○「水」の號令にて基本練習のバケツの送り方により水をかける。

○「ポンプ隊」の號令にてポンプ隊は適當な位置にポンプを据える。

○此の消火約十分間程にて屋上へ發煙筒點火。

○「屋上消火」の號令と同時に梯子を擔ぎ出し適當な場所にかける。人員を配置し上らす。ポンプへの要員を残し梯子へ送水の態勢をとる。

○此の動作十分間にして、

○「○○○○へ應援」と號令すれば群長は傳令を召致し傳令を發す。

○「○○○○到着」の號令にて全員ポンプへ給水する。

○「演習終り」の號令

○終了ラッパ

○人員點呼、報告

(9) 注意事項

○現場へ出勤し處置動作にとりかゝる迄の時間は一分以内とす。

○焼夷彈は高熱度なることを頭に入れて動作す。

○送水の途中「此の水槽は水なし」と云ひ次から次へと水槽を移すこと。

○群内の水槽の水盡きたるときは、傳令を飛ばし他群に應援を依頼し其の群より水の供給を得る演習をす。

第四篇 防空關係資料

第一章 學校關係防空法規

防空法

(昭和十二年四月五日
法律第四十七號)

第一條 本法に於て防空と稱するは戰時又は事變に際し航空機の來襲に因り生ずべき危害を防止し又は之に因る被害を軽減する爲、陸海軍の行ふ防衛に則して陸海軍以外の者の行ふ燈火管制、偽裝、消防、防火、防彈、防毒、避難、救護及應急復舊並に此等に關し必要なる監視、通信及警報を、防空計畫と稱するは防空の實施及之に關し必要なる設備又は資材の整備に關する計畫を謂ふ

第三條 主務大臣は勅令の定むる所に依り防空上重要な事業又は施設に付行政廳に非ざる者を指定して防空計畫を設定せしむる事を得、前項の防空計畫は行政官廳の認可を受くべし

第五條 主務大臣は勅令の定むる所に依り防空計畫に基き特殊施設の管理者又は所有者をして防空の實施に關し必要なる設備又は資材の整備をなさしむる事を得、地方長官は勅令の定むる所により防空計畫に基き特殊施設の管理者又は所有者をして防空の實施に際し必要なる設備又は資材を供用せしむる事を得

第八條の三 主務大臣は防空上必要あるときは勅令の定むるところにより一定の區域内に居住する者に對し期間を限り其の區域よりの退去を禁止又は制限することを得

第八條の五 空襲に依り建築物に火災の危険を生じたるときは其の管理者、所有者、居住者其他命令を以て定むる者は命令の定むる所に依り之が應急防火を爲すべし

第十八條 防空の實施に従事する者の業務を執行するに當り之に對して暴行又は脅迫を加へたる者は二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す威力又は偽計を用ひその業務を妨害したる者も亦同じ

防空法施行令

(昭和十二年九月二十八日)
(勅令第五百四十九號)

第三條 防空法第五條第一項の規定に依り整備を爲さしむることを得べき設備又は資材は左の各號に掲ぐるものとす。

- 一、電氣工作物、工場、鑛山、鐵道、軌道、電氣通信施設、診療所、船舶の類に付ては燈火管制に關し必要なもの
- 二、水道、下水道、電氣工作物、ガス工作物、石油タンク、工場、鑛山、鐵道、軌道、電氣通信施設、道路、橋、港灣、堰堤、堤防、水門、倉庫、學校、診療所、高層建築物、飛行機の類に付ては偽裝、防彈又は應急復舊に關し必要なもの
- 三、水道、下水道、電氣工作物、ガス工作物、石油タンク、工場、鑛山、電氣通信施設、學校、診療所の類に付ては消防又は防火に關し必要なもの
- 四、劇場、學校、診療所、百貨店、高層建築物、地下に敷設したる鐵道又は軌道、地下室を有する建築物の類に付ては防毒避難又は救護に關し必要なもの

防空法第五條の第二項の規定に依り併用せしむることを得べき設備又は資材は左の各號に掲ぐるものとす。

- 一、高層建築物、船舶、電氣通信施設の類に付ては監視又は通信に關し必要なもの
- 二、號報器を有する施設に付ては警報に關し必要なもの
- 三、學校、寺院、集合場、劇場、診療所、浴場、百貨店、高層建築物、地下に敷設したる鐵道又は軌道、地下室を有する建築物、避難上有効なる空地を有する工場、其の他の建築物、公園、運動場の類に付ては防毒、避難又は救護に關し必要なもの

第五條 防空の實施の開始及び終止は内務大臣(航海中の船舶に付ては逓信大臣)之を命ず、前項の命令は關係ある地方長官に對しては内務大臣、航海中の船舶に對しては逓信大臣、關係ある市町村長及び防空法第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者に對しては内務大臣の通知に依り地方長官之を發す、内務大臣又は逓信大臣第一項の命令をなすに付ては其の時期及區域に關しては陸軍大臣又は海軍大臣の通知に依るべし

第七條の二 内務大臣は防空上必要あるときは其の定むる所に依り防空法第八條の三の規定に基き空襲に因る危害を避くる目的を以てする退去を禁止又は制限することを得、但し左の各號の一に該當する者に付ては此の限りにあらず

- 一、國民學校(之に準ずべき學校を含む)初等科兒童又は年齢七年未滿の者
- 二、妊婦、産婦又は褥婦
- 三、年齢六十五年を超ゆる者、傷病者又は不具廢疾者にして防空の實施に従事すること能はざるもの
- 四、前各號に掲ぐる者の保護に欠くべからざる者

前項第四號に掲ぐる者の範圍は内務大臣之を定む

防空法施行規則

(昭和十六年十二月十八日
内務省令第三十九號)

第七條 地方長官防空法第六條第一項又は第二項の規定に依り内務大臣の定むる學校の學生生徒の防空の實施に従事せしむる場合に於ては豫め當該學校長の意見を徴すべし。

第九條 防空法第八條の二の規定に依り地方長官は左の各號に掲ぐる音響を發する設備又は装置の使用を禁止又は制限することを得

- 一、空襲警報又は空襲警報解除の信號に類似する音響
- 二、航空機の爆音に類似する音響
- 三、監視を著しく妨害する虞ある音響
- 四、前各號に掲ぐるものの外防空の實施上禁止又は制限を爲すことを得

防空従事者扶助令

(昭和十六年十二月十六日
勅令第千百三十七號)

第一條 防空法第十二條の規定に依る扶助金の支給は本令の定むる所に依る

第二條 扶助金は左に掲ぐる防空従事者(恩給法に依る公務員又は之に準すべき者にして職務上防空の實施に従事するものを除く)に付之を給す。

一、防空監視隊員

二、警防團員

三、防空法第六條第一項又は第二項の規定に基く地方長官の命令に依り防空の實施に従事する者

四、防空法第九條第一項の規定に依り防空の實施に従事する者

五、前二號に掲ぐる者を除くの外地方長官又は市町村長の爲す防空の實施に従事する者にして内務大臣の指定するもの

六、防空法第八條の五の規定に依り應急防火を爲し又は之に協力する者

七、防空法第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者の従業者にして其の防空計畫に基き防空の實施に従事する者

第三條 扶助金の支給は左の各號の定むる所に依る

一、前條第一號又は第二號に掲ぐる者に付給する扶助金に在りては當該防空監視隊又は警防團を設置したる地方長官

二、前條第三號に掲ぐる者にして地方長官又は市町村長の爲す防空の實施に従事するものに付給する扶助金に在りては従事令書を發したる地方長官、防空法第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者の爲す防空の實施に従事するものに付給する扶助金に在りては當該防空計畫の設定者

三、前條第四號又は第五號に掲ぐる者に付給する扶助金に在りては其の者が防空の實施に従事する地を管轄する地方長官

四、前條第六項に掲ぐる者に付給する扶助金に在りては其の者の従事する應急防火に係る建築物の所在市町村の市町村長

五、前條第七號に掲ぐる者に付給する扶助金に在りては當該防空計畫の設定者

第四條 扶助金は療養費、障害扶助金、打切扶助金、遺族扶助金及葬祭費の五種とし左の區別に従ひ之を給す。

一、療養費は傷痍を受け又は疾病に罹り療養を要する者にして官公費の治療を受けざるものに之を給す

二、障害扶助金は傷痍又は疾病の治療したる時に於て仍身體に障害を存する者に之を給す

三、打切扶助金は療養の期間一年を経過するも傷痍又は疾病の治療せざる者に之を給す

四、遺族扶助金は死亡したる者の遺族に之を給す

五、葬祭費は葬祭を行ふ遺族に之を給す葬祭を行ふ遺族なき場合に於ては葬祭を行ふ者に之を給することを得

打切扶助金を給すべきときは以後本令に依る他の扶助金は之を給せず

防空従事者重大なる過失に因り傷痍を受け疾病に罹り又は死亡したる場合に於ては障害扶助金又は遺族扶助金は之を給せざることを得

第五條 扶助金の額は左の各號の定むる所に依る

一、地方長官の給するものに在りては別表第一欄に掲ぐる金額

二、防空法第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者の給するものに在りては當該支給者が別表第一欄に掲ぐる金額の範囲内に於て地方長官の認可を受け定むる金額

三、市町村長の給するものに在りては別表第二欄に掲ぐる金額の範囲内に於て當該市町村長が地方長官の認可を

受け定むる金額

障害扶助金又は打切扶助金は前項の規定に依る金額の範囲内に於て傷痍疾病の程度、身體障害の輕重等の事情を斟酌して之を給すべし

第六條 防空従事者障害扶助金を受けたる場合に於て其の者が傷痍を受け又は疾病にかゝりたる日より起算し三年以内に當該傷痍疾病の再發に因り身體障害の程度を加重したるときは障害扶助金の額は新に之を定め既に給したる障害扶助金の金額を控除して之を給す

第七條 本令に於て遺族とは本人の配偶者、子、孫、父、母、祖父、祖母及兄弟姉妹にして本人死亡の當時より引續き之と同一戸籍内に在る者を謂ふ本人の死亡後二年以内に昭和十五年法律第四號（委託又は郵便に依る戸籍届出に關する法律）の適用を受け本人死亡の當時より引續き之と同一戸籍内に在ることとなるに至りたる者に付亦同じ本人死亡後分家したる遺族に伴ひ其の家に入りたる遺族は前項の規定の適用に付ては引續き本人と同一戸籍内に在るものと看做す

届出を爲さざるも事實上婚姻關係と同様の事情に在るものは第一項の規定の適用に付ては同一戸籍内に在る配偶者と看做す

本人死亡當時胎兒たる子又は孫出生したる時は第一項の規定の適用に付ては本人死亡の當時之と同一戸籍内に在りたるものと看做す

第八條 遺族扶助金を受くべき遺族の順位は前條第一項に掲ぐる順序に依る

前項の規定に依る同順位の子又は孫數人ある時は本人を被相続人としたる家督相続の順位に準じ之を定む

父母及祖父母に付ては養方を先にし實方を後にす

兄弟姉妹に遺族扶助金を給するは其の者が未成年又は不具癡疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養するもの無き場合に限り前條第一項後段に規定する者に遺族扶助金を給するは既に之を受けたる者なき場合に限る

第九條 遺族扶助金を給すべき順位に在る遺族左の各號の一に該當するときは遺族扶助金は其の次順位に在る遺族に之を給す

一、死亡したる時

二、所在不明なる時

三、分家の場合を除く外同一戸籍内に在らざるに至りたる時

第十條 扶助金を受くべき者が扶助金を受くべき事由の生じたる日より起算し二年以内に請求を爲さざる時は當該扶助金は之を給せず

第十一條 扶助金を受くべき者民法に依り同一の原因に付損害賠償を受けたる時はその金額は扶助金の額より控除す

第十二條 扶助金を受くべき者同一の原因に付他の法令に依る扶助、給付又は給與を受くべき場合に於て其の扶助、給付又は給與が本令の扶助金と同種のものなる時は本令の扶助金は之を給せず、但しその額が本令の扶助金の額より少額なる時は其の差額に付ては此の限りにあらず
前項の他の法令に依る扶助、給付又は給與にして本令の扶助金と同種ものは内務大臣之を指定す。

燈火管制規則

(昭和十三年四月四日
内務、陸軍、海軍、
軍、逓信、鐵道省令第一號)

第一條 燈火管制を實施し又は其の訓練を爲す場合に於て防空法第八條及第十條第三項の規定に依る光の秘匿は本令の定むる所に依る

第二條 燈火管制は第四條に規定する場合を除くの外警戒管制及空襲管制とす
警戒管制は警戒警報又は空襲警報解除の發せられたる時より警戒警報解除又は空襲警報の發せらる迄の間之を行ふ

空襲管制は空襲警報の發せられたる時より空襲警報解除の發せらる迄の間之を行ふ
燈火管制の訓練を爲す場合に於ける前二項の防空警報は訓練防空警報とす

第三條 警戒管制又は空襲管制中の光の秘匿は日没より日の出迄の間第一號表乃至第七號表に掲ぐる程度に於て之をなすべし

第四條 第一號表の屋外燈(標識燈類、街路燈類及屋外作業燈類を除く)として地方長官(東京府に在りては警視總監以下之に同じ)の指定するものは其の定むる期間日没より日出迄の間警戒管制の程度に依り其の光を秘匿すべし、地方長官前項の規定に依り屋外燈を指定し又は其の光を被匿すべき期間を定めたる時は之を告示すべし

第五條 左の各號に掲ぐる光に付ては本令の制限を適用せず
一、建築物、車輛、船舶、隧道、地下道等の内部の光にして外部に漏れざるもの
二、特別の事情に因り必要ありと認め地方長官の指定する光

第六條 左に掲ぐる場合に於ては本令の規定に拘らず必要量の限度の光を使用する事を得

一、消防、人命救助等の爲緊急必要のある時

二、特別の必要に因り警察署長の許可を受けたる時

第七條 第一號表乃至第七號表中警戒管制の甲の程度を適用すべき區域は防空法施行令第七條の陸海軍司令官（以下陸海軍司令官と稱す）の通知に依り地方長官之を定めその他の區域は乙の程度を適用すべき區域とす

前項の規定に依り難き海上の區域に付ては別に之を定む

第八條 第一號表、第四號表又は第五號表中の許可又は指定は地方長官之をなすものとす。

第九條 第一號表、第二號表、第五號表及第七號表中隱蔽と稱するは開口部其の他に覆を施し外部に對し漏光なからしむるを謂ふ

第一號表乃至第五號表中遮光と稱するは光源に對し直接覆を施し又は之に準ずる方法を講じ各表に掲ぐる條件に依り光を遮るを謂ふ

第四號表及第五號表中確認距離と稱するは燈火の目的に應じ實用に適する程度に認識し得る最大限度の距離を謂ふ

第一號表、第三號表、第四號表、第五號表及第七號表中透視距離と稱するは光源及其の反射光等一切の光を認識し得る最大限度の距離を云ふ

第十條 左に掲ぐる事項に關しては地方長官又は警察署長は陸海軍司令官に協議すべし、但し豫め陸海軍司令官と協定したる事項に關しては此の限にあらざ

一、第一號表、第二號表、第四號表又は第五號表に依る許可又は指定をなさんとする時

二、第四條第一項の規定に依り屋外燈を指定し又は其の光を隠匿すべき期間を定めんとする時

三、第五條第二號の規定に依り光を指定せんとする時

四、空襲管制の場合に於て第六條第二號の規定に依り許可を爲さんとする時

第二章 時局防空必携抜抄

（昭和十八年改訂、週報
第三五三號より轉載）

はしがき

敵は絶えず空襲の機を狙つてゐる。何時、どこかの陸上基地や航空母艦から來襲するかも知れない。廣い大空では、すべての敵機を捕へて一機も逃さず撃ち落すことは困難である。

國民はしばしば空襲を受けることを覺悟しなければならない。そこでどんな空襲にも役立つやう平素から準備をし、十分訓練を重ね、非常に際しても、あわてたり、混亂することなく、落ちついて御國を守り抜かねばならない。

第一 どんな空襲を受けるか

豫想される空襲はどんなものであらうか。

一、空襲の目標 大都市が主な目標となることは勿論であるが、中小都市や戦争遂行上必要な運輸、交通、生産

第二章 時局防空必携抜抄

の要點等も空襲の目標となるであらう。なほ國民の戦意を挫くため、無差別に爆撃することもあらう。

二、空襲の時刻 明け方や、月夜を利用することが多いであらう。なほ警報が発令されてゐないのに突然空襲があるかも知れない。

三、空襲の程度 飛行機の性能はだん／＼よくなり、數もどん／＼殖えてゐる。今後は相當大規模の空襲をくり返し受ける虞れが多い。

四、投下彈 焼夷彈を主とし、爆彈も使ふであらう。

焼夷彈にはエレクトロン、油脂、黄燐等がある。多數の小型焼夷彈と、焼夷力の大きな大型焼夷彈とを使用することもあり、さらに爆彈を併用することもある。

爆彈は樞要部を破壊するためには大型のものも使用される。なほ、なかには落ちてから暫くたつた後、或ひは數日間以上もたつて不意に爆發する時限爆彈もある。

焼夷彈、爆彈の效力の概要は附表の通りである。

毒ガス彈や細菌彈を投下し、銃撃を行はないとは斷言出来ない。なほ宣傳ビラや焼夷カードを撒いたり、玩具や萬年筆に見せかけた謀略彈を撒いたりすることもある。

その他空襲時には味方の高射砲の彈片が落ちてくることも注意せねばならない。

第二 防空とは

防空とは先づ敵機を發見するため防空監視を行つたり、敵機來襲の虞れや危険のあることを知らすため、警戒警

報や空襲警報を傳へたり、燈火管制や、擬装をして敵機を目をくらましたり、その他、各種の準備を整へて置き、敵機の爆撃を受けたら、火災を防いだり、負傷者の手當をしたり、壊された建物や、道路、橋等を修理したりして、空襲の被害を出来るだけ少くすることをいふ。

この防空は陸海軍の行ふ防衛に即應して行はれるのであつて、軍官民が一體となり、どんな困難にも打ち勝ち、それぞれの任務に邁進して、初めて隙のない鐵壁の護りを固め得るのである。

第三 防空の組織

防空上最も大切なことは、各自がそれ／＼全力を舉げてその持場を守ることである。そのために、自衛防空機關として家庭防空には隣組があり、官公署、學校、工場、銀行、會社等には特設防護團がある。

自衛防空機關の手の足りないところや、力の及ばない場合には、警防團や警察署、消防署、市町村の防空機關等が出動して防空活動をする。

その他、防空監視に當るため、防空監視隊があり、また學校報國隊の防空補助員は警察署、消防署、警防團等の補助として活動する。

警防團、隣組、特設防護團、學校報國隊は秩序のある活動をすることが必要であるから、ふだんから互によく連絡し、準備を整へ、訓練を重ねて置かねばならぬ。特に指揮に當る者の指揮能力の向上が大切である。

第四 家庭、隣組の防空

その一 ふだんの準備

今は防空実施中である。

備へあれば、憂ひはない。

ふだんから次ぎのやうな準備を整へ、常に點檢し、訓練を重ねて、何時でも役に立つやうにして置かねばならぬ。

一、家庭

1、防火用資材

イ、水

量——建物延坪十五坪未満は百リットル(約五斗五升)以上。十五坪以上は概ね十坪につき五十リットル(約二斗八升)の割合で増加する。

容器——貯水槽、風呂桶、天水桶、樽、壺、バケツ等。井戸水、池の水、流水等を出來るだけ利用する。

位置——家の構造や待避所の位置等を考へて、どこに燒夷彈が落ちてもしすぐ間に合ふ所に配置する。

ロ、砂や土五十リットル(約二斗八升)以上。

掏つて投げかける分と、袋に入れて投げつける分(一升位づゝ布か紙の袋に入れる)とに分けて置く。

ハ、藁、吠の類數枚。

ニ、注水用のバケツか手桶。

ホ、火叩き。

ヘ、嵩口(無ければ長棒)。

ト、水柄杓。

2、防空用服裝

防空活動に便利なものとし、有り合せのものを利用する。

皮膚を露出しないため帽子か頭巾、手袋、足袋か靴の類。頭と肩を蔽ふための鐵兜、座布団の類。

3、防毒面

當局より指定された所では備へる。

4、燈火管制用具

5、ロソクか懐中電燈。

6、非常袋の類。

手輕に持てるものにする。

7、三角巾、繻帶用の布。

有り合せの物で準備し、なるべく煮沸または蒸氣消毒して置く。

8、待避所

當局より指示された所では必ず造る。

木造住宅に設けるものは、出易い床下の地下か屋外の地下がよい。やむを得ないときは、效力は少いが地上か床上に造る。床上に造る場合、日常生活に差支へがあるときは、警戒警報發令と同時に造れるやう準備して

置く。

- 9、防火、燈火管制等について家族の任務を定めて置く。
- 10、家の周囲を片付け、なるべく隣家との通路を造る。
- 11、焼夷弾等の落ちてゐる所を早く発見出来るやうに、天井や床下の掃除孔等を覗けるやうにして置く。
- 12、押入、戸棚等を整理し、屋根裏、床下等にある燃え易い物を片付ける。
- 13、不用の燈火は消して置く。
- 14、なるべく家を不在にしない。

不在にするときは、隣家か隣組長（組長以外に隣組の防空を指揮する者があればその人をいふ。以下同じ）に連絡する。

二、隣組

1、防火用資材

- イ、水一立方メートル（約五百五斗）以上を貯水する。井戸水、池の水、流水等が利用出来ればそれでよい。
- ロ、なるべく腕用ポンプ。
- ハ、梯子、綱。
- ニ、シャベルか鍬。
- 2、防護監視所を設け、防護監視員のため必ず待避所を造る。
- 3、空家や倉庫の警戒について打合せて置く。

4、隣組長は防護監視、防火、連絡等につき防空従事者（防空活動ができる者）の分擔を定めて置く。

5、隣組長は最寄の警防團詰所、警察消防官署、救護所等の位置、電話番号を調べ、組内に知らせて置く。

6、隣組長は隣接する隣組との連絡、應援の方法等を定めて置く。

7、隣組長はとき／＼組内の防空準備を点検し、不十分なところや悪い箇所は改める。

三、計畫

何時、どこに焼夷弾や爆弾等が落ちて、すぐ應ぜられるやうに、家庭も、隣組も、特に次ぎのことに注意し計畫する。

- 1、防空活動が出来る者は全部防空に當る。
- 2、夜と晝、休日と平日とに應じて、人数が減つても防空活動に差支へのないやうにする。
- 3、防空用具の數、量、配置場所等を適當に定める。

四、訓練

計畫が立派で用具が十分でも、訓練が足りないといふ役に立たない。當局から命ぜられたときばかりでなく、家庭も隣組もいろいろの場合、特に防空活動の困難な夜や、明け方、或ひは防空活動に不便な場所における訓練を眞剣に行ひ、その結果、工合の悪いところを改め、さらに訓練を重ねて必勝の自信を持つことが最も大切である。

その二 警戒警報が発令されたら

一、家庭

- 1、防空用服を着る。

- 2、防火用水を點檢し、足らぬところは補充する。更にあらゆる容器に水を満たして、空襲警報が発令されても水を準備する必要があるやうにして置く。
- 3、注水用バケツ、砂、筵その他の防空用具を點檢し、使用に便利な所に配置する。
- 4、家の中の襖、障子、ガラス戸で差支へないものは取外して邪魔にならない所に片付ける。
- 5、燃え易い危険な物と食糧は安全な所に置く。
- 6、待避所を使へるやうに準備する。床上に待避所を造る準備をしてあるところではすぐ造る。
- 7、防空従事者は家にあつて待機する。外出をしてゐたらすぐ歸る。やむを得ず不在にしたり、防空活動の出来ない者を残して外出するときは、隣家か隣組長に連絡する。
- 8、夜は警戒管制をする。すぐに空襲管制に移れるやうに準備して置く。

二、隣組

- 1、隣組長は速かに警報を傳達する。
- 2、隣組長は組内の狀況を點檢し、防火用水その他の準備を完全にする。
- 3 防護監視員は何時でも任務につけるやう準備する。

その三 空襲警報が発令されたら

一、家庭

- 1、防空用服装を完全にする。
- 2、門、倉庫、物置等の鍵を外す。

- 3、火元を始末し、ガスは元栓を閉める。
- 4、ホースがあれば水道の蛇口にしつかりとりつける。
水道の水は貯水用には使はない。
- 5、隣家に接した雨戸やガラス戸は延焼防止のため全部閉める。但し鍵はかけない。
隣家に接しないガラス戸は、破損防止と危害豫防のため、なるべく取り外すか開放する。開放した場合、雨戸や窓掛が附設されてゐれば、ガラス戸のある部分に雨戸や窓掛を引く。隣家に接しないその他の雨戸はありのままよいが、防空活動に差支へないやうにして置く。
爆弾によるガラス破片の飛散防止のために、紙等を貼つて置くのも一方法であるが、爆風の威力の程度やまた場所によつてはなほ飛散するから、十分注意して危害を避けるやうにせねばならぬ。
- 6、家の中の襖や障子を取り外して、邪魔にならない所に片付けるか開放する。
- 7、防空活動の出来ない者を、待避所その他安全な場所に避難させる。
- 8、家財道具は持ち出してはならない。
- 9、夜は空襲管制をする。
すべての處置がすんだら防空責任者はいま一度點檢し、防護監視員以外の防空従事者は、すぐ待避出来るやう、屋内にあつて待機する。

二、隣組

- 1、隣組長は速かに警報を傳達する。

- 2、隣組長は防護監視員を配置する。
- 3、隣組長は空家や倉庫を警戒させる。
- 4、隣組長は組内の状況を点検し、不備の点を完全にす。

その四 敵機が来たら

一、防護監視員は敵機を見たり、爆音や砲聲を聞いたら、その様子を組内の者に大聲で知らせる。
防護監視員はそれが終つたら豫定の待避所に待避し、その後の様子に注意し、危険が去つたら次ぎの空襲に備へて防護監視に當る。

- 二、防護監視員の知らせによつて、その他の防空従事者はすべて豫定の待避所で待機する。
- 三、連続して空襲を受けることもあるから、防空従事者はこの點に注意し、油断があつてはならぬ。

その五 焼夷弾が落ちたら

一、焼夷弾の落ちた家庭

- 1、防空従事者は速かに防火に當ると同時に、大聲で近隣に知らせる。
- 2、防火のやり方は
イ、最初の一分間が最も大切である。
ロ、どんな焼夷弾でも、水を周囲の燃え易いものにかけて、延焼を防止することが第一である。
ハ、焼夷弾の種類や状況に應じ、併せて次ぎの處置をする。

エレクトロン焼夷弾 延焼を水で濡らして掛けて、その上に水をかけるか砂袋を投げつけ焼夷弾の火を抑へる。

焼夷弾の火勢の弱いものは、速かにシャベル等で屋外に運び出す。

油脂焼夷弾 延焼を水で濡らしてかけるか、水をかけるか、バケツやシャベルで砂や土を投げかけて油脂の火焰を消す。

黄燐焼夷弾 塊つて燃えてゐる黄燐には、水をかけるか、延焼を水で濡らしてかけるか、バケツやシャベルで砂や土を投げ掛けて火焰を消すか、シャベル等で掘り出す。

飛び散つて燃えてゐる黄燐は、水で濡らした火叩きで叩き消すか、水をかけて消す。素手や素足で黄燐に觸れない。

ニ、焼夷弾が天井裏や屋根裏に止つたら、鳶口か長棒で突き落す。

ホ、焼夷弾が防火に不便な所にあるときは、鳶口か長棒で移動する。

ヘ、高い所や遠い所の火焰は、水柄杓で水をかける。

ト、小火焰や火の子は、火叩きで叩き消す。

3、黄燐は長く燃え続け、また一旦消した後でも燃え出すから、これを取り除けるか、安全な所に運び出して燃焼させる。

黄燐焼夷弾の落ちた所は長時間警戒を要する。

4、焼夷弾は家庭のどこに落ちるかも分らない。押入、物置、天井裏、床下等にも注意する。

二、隣組

- 1、防空従事者は自宅に異状がなかつたら、速かに現場に駆けつけ、隣組長の指揮で全力を挙げて防火に當る。
- 2、隣接の隣組長は組内に異状がなかつたら、防空従事者の一部を残して警戒に當らせ他は應援させる。
- 3、隣組長は組内に焼夷弾が落ちたら、最寄の警防團詰所か、警察消防官署に状況を簡明に通知する。
- 4、隣組長は隣組の力で防火の見込がないと思ふときは、警防團や消防署の應援を求める。
- 5、隣組長は不發弾があつたら、これに觸れないやうに注意して、最寄の警防團詰所か、警察消防官署へ届け出る。

その六 火災になつたら

- 一、火災になつても、隣組長は警察消防官吏や警防團員の指圖があるまで、防空従事者を指揮して飽くまで消火や延焼防止に當る。
- 二、消火のやり方は
 - 1、先づ燃え移らうとする所に水をかけ、火災の擴がるのを防ぐ。
 - 2、次ぎに燃えてゐる箇所に、周囲から逐次水をかけて消す。
- 三、隣家への延焼防止のやり方は
 - 1、火焰をかぶつてゐるときは、その場所に水をかける。
 - 2、強く熱氣をうけてゐるときは、火を發し易い庇下、妻等に注意して水をかける。
- 四、火災を防ぐには多量の水が必要であるから、絶えず水を補給する。

- 五、隣接の隣組長は、組内に延焼の危険があるときは、防空従事者を延焼防止に當らせ、危険のないときは、防空従事者の一部を残して警戒に當らせ、他は應援させる。
- 六、消防隊や警防團が到着したら、その指圖に従つて消防の補助に當る。
- 七、風下では飛火の警戒をする。飛火は火叩きで叩き消すか、バケツ、水柄杓等で水をかけて消す。

その七 爆弾が落ちたら

- 一、爆弾の落下音を聞くか、附近に爆弾が落ち始めたときは、直ちに伏臥するか、附近にある待避所を利用して、咄嗟の危害を避ける。
- 二、爆弾は火災の原因となることもあるから注意する。
- 三、隣組長は組内に爆弾が落ちたら、速かに状況を最寄の警防團詰所か、警察消防官署に通知する。
- 四、隣組長は不發弾があつたら、その附近に近寄らないやうにし、速かに最寄の警防團詰所か、警察消防官署に通知しその指圖に従ふ。

その八 毒ガス弾が落ちたら

- 一、毒ガスに氣がつくか、毒ガス警報を聞いたら、防毒面を持つてゐる者は直ちに着ける。
- 二、防毒面のない者は簡易吸収罐を用ひるか、それもないときは濡れ手拭をたゞみ、口と鼻に當て、風上や風向と直角の無毒地帯に避ける。
- 三、隣組長は速かに最寄の警防團詰所か、警察消防官署に通知する。

その九 死傷者が出来たら

- 一、負傷しても、ひるんではならない。
- 二、軽傷者よりも重傷者の處置を先にする。
家屋の下敷になつた者は早く救ひ出す。
- 三、手の足りないときは速かに警防團や警察署に通知して應援を求める。
- 四、處置のやり方は
 - 1、重傷者は速かに救護所に送る。
 - イ、出血の多い者は應急止血をして送る。
 - ロ、骨折した者は取扱に注意する。
 - ハ、短時間で救護所に送れるときは、手当をしないで送る。
 - 2、軽傷者は應急手当をして活動を続けるか、救護所について治療を受ける。
 - 3、窒息ガス傷者は、安静にして救護所に送り、糜爛ガス傷者は、應急除毒をして救護所に送る。
 - 4、催涙ガス傷者や、クシヤミガス傷者は自分で應急手当をするか、救護所について治療を受ける。
 - 五、救護所に收容された患者やその附添人は、靜かに係員の指圖に従ふ。
 - 六、死亡者も懇に且つ速かに收容する。

その十 空襲警報が解除されたら

- 一、警戒警報の發令された状態に移る。
- 二、次ぎの空襲に備へてすべての準備を完全にして置く。
- 三、隣組長は組内の被害の状況を町會長と最寄の警察官署に届け出る。
- 四、隣組長は弾片その他の落下物を警察署へ届け出る。

第五 學校、工場、銀行、會社、病・産院、興行場、集會、百貨店等に對する一般の心得

一般の者は學校、工場、銀行、會社、病・産院、興行場、集會、百貨店等に對しては家庭、隣組の防空に最も關係の深い次ぎのやうなことを特にふだんから心得て置かねばならない。

一、學校

- 1、學生、生徒、児童にはふだんから防空に都合のよい服裝を準備して置く。
- 2、警戒警報が發令されても授業を続けるのが建前である。
學校報國隊の防空補助員は所要に應じ、豫じめ定められた消防、救護その他の防空業務にあたる。
- 3、空襲警報が家にゐる場合發令されたら、學校で定められた任務のあるものはすぐ任務につく。
もし、登校または歸宅の途中であつたら、任務あるものは直ぐ任務につく。その他は學校か家庭のいづれか、なるべく近い方にゆく。

二、工場

- 1、特設防護團員は、何時防空警報が発令されても、すぐ職場に駆けつけられるやうに準備して置く。
- 2、防空警報が発令されても作業を続け、生産を減少させないやうに努めるのが建前である。
- 3、工場に働く一般の産業職士は、空襲警報発令中でも、ふだんの通り出勤時間までに職場にゆく。

三、銀行、會社等

防空警報が発令された場合の一般勤務者の出勤は、勤め先の定めた通りにする。

四、病・産院

- 1、空襲警報が発令されても、必要な手術や、お産の手當は行はれる。
- 2、救護所に充てられる病・産院に入院してゐる軽い患者は、空襲の状況によつては、退院させられることもある。

3、空襲の際、入院患者の安否をすぐ電話で問ひ合せたり、いつて訊くことは防空活動の妨害となるから是非慎まねばならぬ。

五、興行場、集會、百貨店等

- 1、警戒警報が発令されたら
興行場、百貨店へゆかないやうにする。
集會へも、やむを得ない者のほかはゆかない。
演説會や講演會その他集會は屋外では行はれない。
- 2、空襲警報が発令されたら

- 3、何時防空警報が発令されてもよいやうに、あらかじめ防火用資材の配置、非常口、待避所の位置等は努めて承知して置く。

第六 その他

次ぎのことは防空上心得て置く。

一、路上通行者

- 1、防空警報が発令されたら、速かに自分の持場の家庭か職場に駆けつける。
- 2、敵機を見たり、爆音や砲聲を聞いたら

イ、最寄の待避所に待避する。

附近に待避所がなかつたら、地形地物を利用して姿勢を低くする。それも出来ないときは地面に伏せる。待避するときはなるべく分散し、先を争つたり混乱を起さないやうにする。

ロ、附近の家に焼夷弾が落ちたら、その防火に協力せねばならぬ。

ハ、車輛は消火栓、道路の交叉點、曲角、橋等を避け、速かに分散して停止し、乗客は待避する。

自動車や荷車等は左側に寄る。

二、鐵道、船舶等

- 1、やむを得ない用事のあるときのほかは旅行をやめる。

- 乗車（船）の制限が行はれる場合もある。
- 2、汽車や郊外電車や船はいつもの通り動くが、空襲警報発令後は時刻が變更される場合がある。
 - 3、市内電車やバスは、空襲警報発令中は、夜間運轉しないのが建前である。
 - 4、空襲管制をする場合は、乗客も協力して錠戸または窓掛を閉める。
 - 5、空襲警報が発令された場合には、荷物の受渡しを中止することがある。
 - 6、乗客は驛や列車や船の中では、絶対に職員の手圖に従ふ。
 - 7、鐵道線路上やトンネル内に避難したり、荷物を置かない。
 - 8、地下鐵道には避難を許さない。
 - 9、踏切燈や列車の前照燈は、燈火管制のため暗くなるから、踏切を通るときは特に注意をする。

三、食糧

米、麥、塩、味噌、醤油等の食糧は絶対に支障のないやうに準備してある。しかし次ぎのことは特に心得ねばならぬ。

1、家庭

- イ、食糧はできるだけ焼かないやうに、置き場所等に注意する。
- ロ、食糧の通帳の保管に注意する。
- ハ、焼け出された者は公共炊出所を利用出来るし、また特別配給を受ける場合もある。
- ニ、避難先に當分とゞまる場合は、なるべく通帳で買物をする。

ホ、水に濡れたり、焼け残りの米は、無駄にせず食べる。

ヘ、買溜はしない。

2、配給所

- イ、家庭用にはふだんの通り配給を行ふ。
- ロ、公共炊出所等には道府縣、食糧事務所との豫じめの打合せ、または指令により配給する。
- ハ、焼け出された家庭に注意し、隣組長と密接な連絡をとり配給を適正にする。

四、飲料水

1、家庭

- イ、断水したとき等に困らぬやう、ふだんから水の節約に慣れて置く。
- ロ、もし断水したときには配水車、トラック、荷車、リヤカー、舟等で配給される。
- ハ、井戸その他の水で簡単に濾して飲めるものは、その設備を整へて置く。なほ飲むときは沸かすがよい。
- ニ、水道を使つた後は蛇口を締めて置く。これを怠ると汚物が逆に入つたり、水壓が下つて消防に差支へたりする。

2、隣組長

- イ、隣組の井戸の位置、飲めるかどうか等を調べて置き、お互に分けあつて使ふやうにする。
- ロ、隣組と隣組との間でも、お互に分けあつて使ふやうにする。

五、郵便、貯金、電信、電話、電氣、ガス

第二章 時局防空必携抜抄

1、郵便

イ、状況によつては郵便物の特殊取扱を停止し、配達を取止め、受取人の出局を待つて交付する等、取扱制限を行ふほか、新聞、雑誌、小包等は引受けを停止する。

ロ、不要、不急の郵便はすべて差控へ、やむを得ないものは葉書で間に合せる。

ハ、居所が變つた場合には、直ぐもとの郵便局へ届け出る。

2、郵便貯金、郵便爲替、簡易生命保険、郵便年金。

イ、これ等の拂戻し、または拂渡しについては絶対に安心してよい。もし或る地方に被害があれば、そのときの状況によつて地域を限つて取扱時間を延長したり、他の郵便局取扱のものに對しても拂戻しまたは拂渡しをする。

ロ、貯金通帳や、保険證書や、印鑑の保管に注意する。なほ念のため、記號、番號は他の手帳につけて置く。

ハ、預けてある證券類や年金、恩給の書類は心配のないやうに保管してある。

3、電信、電話

イ、大事な通信を妨げないため、電信、電話はやむを得ない場合のほかは使はないやうにする。

ロ、特に空襲の際は、防空通信や、その他の重要通信が輻輳するから、安否の問合せや、見舞の通信は一切差し控へる。

ハ、場合によつては電信、電話の利用は制限される。

4、電氣、ガス

イ、出来るだけ節約する。

ロ、停止の場合を考へ、必要な準備をして置く。

ハ、被害の箇所を發見した者は、直ちに警察署や會社等に知らせる。

ニ、被害のあつた物に溢りに接近して手を觸れたりせず、知識のある者や係員に處置してもらふ。

六、銀行その他の金融機關

預金の引出しを制限することは絶対にない。

1、銀行では、ふだんの通り業務を行ひ、預金の引出しにはどれだけでも應ずるやうにしてある。また取引してゐる銀行等が被害を受けても、他の銀行から拂戻しを受けられる途が講じてある。

2、預金通帳や印鑑等の保管に注意する。しかし失くした場合でも、本當の預金者であることが明らかになれば支拂はれる。

3、預金の支拂を止められることを心配して、現金を用意してゐることは無駄なことであり、また失つたり、盗まれたり、焼けたりする等の虞れがあるから、かへつて危険である。

七、空襲による被害の救済と保険

1、罹災者に對しては、當局で食物や衣料や住居等につき、それ〴〵必要な應急救済の準備がしてあるが、非常の場合には、まづお互に授け合ふことが大切である。

2、空襲による人や家や物の被害は、防空法や戦時災害保護法等によつてそれ〴〵必要な救済の途が講ぜられてゐる。

學校防空の重點

敵襲必至に備へて、學校防空の方向を決する「學校防空指針」が、去る十一日文部省から明らかにされた。これによつて今後は、中等學校三年以上の學徒は、學校における自衛防空または校外防空機關の補助員として、全員防空陣へ参加することになった。(週報第三六三號より轉載)

空襲を防ぎ、その被害程度を最小限度に軽減するため、學校が行ふ防空のことを總括して學校防空といふのである。

従つて學校防空の中には、

- (1) 學校長の指導の下で教職員學生生徒及び雇傭員の全能力を擧げて、その學校にある御眞影、勅語謄本、詔書原本の奉護を始め、學生生徒兒童の保護貴重文獻や研究資料及び重要研究施設等の防護と、校舎の防護等に任ずることを主眼とする自衛防空と
- (2) 學校教職員や學徒を、學校報國際防空補助員として、當該地方長官の指揮下に入つて、校外の一般民防空機關の活動に参加する校外防空とに分つことが出来るのである。

擔任者は誰か

學徒全員が學校防空を擔任するのだといつても、中等學校第二學年程度以下の生徒や、國民學校兒童、幼稚園幼

児には擔任させないことになつてゐる。また大學、高等專門學校及び中等學校第三學年以上の學生生徒でも、戰時下特に緊要な研究に携はる者、身體虛弱者、家庭その他の事情でやむを得ない者、例へば、家に老人と學生と二人しかゐない場合とか、二つ以上の學校關係者で、その一つの學校の防空擔任者となつてゐる場合、他の學校防空擔任者として豫定しない、とかいふやうに除外例が設けられてゐる。

- (1) また人的整備をする上で注意せねばならないことは、
 教職員、學生生徒中、兵籍のある者は防衛召集によつて缺員となることがあるから、豫じめ考慮しておく必要があるし、また
- (2) 休暇中の處置として、臨時に防護團員の指名變更をしたり、一部人員の歸郷差止めを行つたりして、防空擔任者の決定をしなければならぬ。
 なほ、こゝで念のためつけ加へておくが、これら學校防空擔任者の身分は、自衛防空に従事する者は、一般の特設防護團員と同様、防空従事者扶助令第二條第一項第六號該當者として、また、校外防空従事者は警防團員と同様、右扶助令第二條第一項第五號該當者として取扱ひ、戰場にあると同様に、生命を危険に曝す學徒の身分を出来るだけ保障して、安心して防空活動に従事して戴きたいと考へてゐる。

實施時機はいつか

新らしく出た學校防空指針は、十月一日から實施することになつてゐるが、この中で、今すぐでも實施できると、例へば、從來の方針と變つた主な點の中で、左記のやうなものは今すぐ實施していただきたい。

(1) 學校防空活動に轉移の時機が、従來は空襲警報發令時だったのが、今後は原則として警戒警報發令時とし、防空上重要な特定都市では、警戒警報發令と同時に授業を休止して、一般學徒、教職員は直ちに防護團員として、或ひは校外防空補助員として活動を始め、中等學校第二學年以下の生徒及び國民學校兒童幼稚園幼兒は歸宅させることになった。この點は、右の特定都市の示達があり次第、指定された學校では直ぐ實施できることであり、また實施せねばならない。

(2) 待避の時機についても、従來は敵機が現實にその地域に來襲したとき、初めて待避するのであつたのを改めて、防護監視員を除いたほかの自衛防空従事者は、空襲警報發令直後、所要の準備を完了した後は速かに待避することにしたが、これもすぐ實施すべき事例である。

右のほか、できるだけ本指針に基づいて防空活動を實施せねばならない。

しかし、校外防空計畫等は關係機關と連絡して企畫立案しなければならぬから、速かに協議の上で決定して、各學校の防空計畫を策定し、またこれに基づいて人的物的の整備をし、遅くも十月一日から實施できるやう萬全の措置を講ぜられたい。

學校防空計畫とは

學校防空計畫とは、學校所在の地域的特質とか、學校の種類、校舎の構造等を考へて、當該學校が現に有する人的、物的の全施設を最も有効に活用して、學校防空の完璧を期すため企畫立案される計畫であつて、學校防空の種類に従つて、自衛防空計畫と校外防空計畫の二つに分けて考へることが出来る。

しかし、いづれの計畫でも、これが設定に當つては綿密周到を要するが、特に學校防空計畫は、その重點を明らかにし、かつ具體的にして實行性のあるものであることが第一義である。

従つて、内外各般の情勢に即應して補修改編されねばならないが、今回の指針では、一年毎にその翌年度の見透しをつけて、新しく企畫することにしてゐる。

計畫設定上の注意

防空計畫は實行性のあることが第一義であるから、人員の配置に餘り酷い無理があつてはならない。例へば、警戒警報發令で全員が配置につくやうにしておくこと、三日も四日も続く場合、非常に疲勞して一朝、事あるとき思ふやうに活動できなくなる。だから各部署毎に二班とか三班、或ひは勤務の激しいものは數班をつくつておいて、適當な時期に交替して休養のできるやうにしておく必要がある。

また大學等の中には、非常に廣大な地域を占めてゐるものが随分あるが、そんなところでは、むしろ防護團そのものをいくつも造つて、總長その他適當な人がその上にある、全體を統括するやうにするがよい。

また休暇中のことは既に述べたが、夜間とか休日とか學生生徒教職員が不在のときには、警戒警報發令後たゞちに警報の受領傳達や燈火管制をしたり、防護團長が登校するまでの指揮統制をするため、宿直員や構内居住者で常置防空要員を設けておく必要がある。

校外防空計畫などの立案は、細部に亘つては學校報國隊長が關係警察署長や消防署長、或ひは市(區)町村長と協議の上で行ふのである。

殊に學校は授業を繼續實施することが一番大切であるから、學校防空計畫を設定する場合でも、この主眼點を忘れぬやうにしなければならぬ。例へば、防空上の必要から校舎の提供を求められる場合、或ひは校舎が破壊、焼失または徵用された場合等を豫定して、應急計畫をも考究しておいて、一旦事の起つたときに備へるのである。

校舎の殘存部分で二部又は三部授業をするとか、最寄の學校、若しくは社寺集會所等を利用するとか、學校相互間の學級合同編成を行ふとか、方法は各學校の狀況に應じいくらもあると思ふ。豫じめ關係當局と連絡の上、具體的に、しかも二次、三次に亘つて計畫して置くと共に、學生生徒兒童或ひは父兄に對しても周知させておくがよい。

學校特設防護團

學校特設防護團は、その學校の校長が自衛防空實施のため學校の種類と規模、警護すべき物件、校舎の構造、配置及び環境等を考へあはせ、その學校の報國隊員及び傭員（國民學校及び幼稚園では教職員傭員の全員）を以て編成することになつてゐる。防護團員には、學校附近在住者や、なるべく短時間に通學できる者を選抜し、寄宿舎のある學校では、まづ寄宿生をこれに充てるのがよく、都合によつては、在校時、不在校時で編成を別々にすべきである。

學校特設防護團の組織は、學校の實情によつていろいろ考へられるのであるが、雛形を左に圖表して置かう。



「註」 括弧内の班は必要により編成するもの。

防空補助員

校外防空機關に對する協力は、自衛防空に従事する以外の者は、全員これに當るのが原則である。前に述べた通り、時局下とくに緊要な研究に従事する者、その他少數の例外者はあるが、だいたい特設防護團員でない者は、全部地方長官の指揮下に入つて校外防空に従事することになつたのである。従つて、一般民防空における動員計畫にできるだけ應ずるやうに、學校側でも編成に努力せねばならない。それは單に人數の割り振りだけでなく、教職員、學生生徒それらの持つ特性をよく検討し、消防、工作、防毒、醫療等、それらの専門部門を生かして使ふやうにすることが必要である。

なほ學校報國隊防空補助員としては、教職員、學生生徒も地方長官の統一指揮下に入り、消防署長とか警察署長等の指揮で防空活動を行ふのである。

學校側では防空補助員に關するこれ等の任務を擔當するため、豫じめ主任の教職員を定め、この主任教職員が平常から關係防空機關と連絡を密にし、一旦、警戒警報が発令されたら、一應學校に集めて點呼その他を嚴重に行ひ、これを指揮して所定の現場につかせるがよい。

尤も突然空襲警報が発令されたり、警戒警報が発令されても、數分後に空襲警報が発令された場合には、一旦學校に集めてから配置する餘裕はないから、防空補助員は直ちに所定の配置につかねばならないが、この際は主任教職員は速かに配置状況を學校長に報告すべきである。

そして、防空活動を實施中でも、常にその擔任防空補助員の活動状況に氣を配つて、指導と保護の萬全を期さねばならない。

整備すべき施設

學校では自衛防空に必要な施設だけを整備すればよい。防空補助員の活動に要する施設は、校外防空機關で整備するわけである。

次に自衛防空上、緊急に整備すべきものを列挙して置かう。

- (1) 御眞影、勅語膠本、詔書膠本の奉護施設——奉安所の設置のほか、必ず奉遷所を決定し置くこと。
- (2) 待避施設——原則として當該學校の教職員學生生徒及び兒童全員の收容可能なるものたること。

(3) 貴重文獻、研究資料及び重要研究施設の防護施設——地下に埋藏、或ひは危險區域外に搬出するも可なり。

(4) 防護監視所——防護監視員は待避しないから、土囊や或ひは混泥土壁を以て監視所を防護すること。

(5) 消火及び防火施設——貯水設備は絶対必要。ポンプ、梯子、バケツ、火叩き、竈口、庭その他の消火器は、

できるだけ多數を分散配置すること。

(6) 救護所——校内に設置が困難ならば、附近の規模の大きな救護所と連絡して置くこと。

(7) その他防護團活動に必要な施設——鐵兜、防毒面、防毒服、埋没者救出用具、救急箱、三角布、擔架、副木

材料、携帯電燈、メガホン、非常持出袋、自轉車、防護警報器材、傳令用紙等。

(8) 特に必要ある室に對する暗幕装置、非常用炊爨用具、防護團員待機設備。

なほ食糧その他の給養については、目下考究中であるから、他日指示できると思ふ。

警戒警報發令の場合

學校長その他學校責任者は、在校時だつたら直ちに授業の休止を命じ、中等學校第二學年以下の生徒國民學校兒童・幼稚園幼兒は歸宅させ、その他の者はそれ／＼所定の任務につかせる。

不在校時とか登校下校の途中で發令があつた場合には、前にも述べた通り、學校には防空常置要員があるわけであるから、校長その他の責任者が登校するまでは、この防空常置要員が團長その他所定箇所との連絡、登校して來る團員、防空補助員の指揮統制、及び夜間であれば、警戒管制の實施等をしておくのである。

團員は登校して所定の配置についたら速かに、空襲警報があつても直ちに任務を遂行できるやうに準備して待機するのである。例へば、消防班は一切の容器に水を満たすとともに、消防器具を点検したり、警備班は重要施設の警備について、可燃物、危険物、貴重文献及び研究資料、食糧等を安全場所に収納する等である。

空襲警報が出たら

警戒警報発令下でも交替勤務制であるが、空襲警報発令下では全員勤務せねばならぬから、空襲警報が発令されたら、非番の團員は直ちに登校し、所定の任務につかねばならない。校外防空補助員は、それ／＼當該防空機關で定められた要領に従つて行動すればよい。

特設防護團の團長は、速かに團員の配置状況を点検し、要すれば所要の修正を命じて對處に萬全を期さねばならない。

なほ、従來は防護團員は敵機が現實に來襲したとき、初めて待避してゐたのであるが、今後は空襲警報が発令されて所定の任務、例へば燈火管制係は夜間だつたら直ちに空襲管制を實施した後、速かに待避所に待避することになつてゐる。尤も防護監視だけは待避しないで、監視を続けることは前述の通りである。

突然の空襲警報には

今後は警戒警報の發令なしに空襲警報が発令されることもあると思ふ。この場合、在校時だつたら、學校長その他學校責任者は直ちに授業の休止を命じ、防護團員や校外防空補助員を直ちに所定の任務や配置につかせる。

不在校時に發令があつたら、防護團員が直ちに登校、所定の任務につくべきことは勿論であるが、校外防空補助員は登校することなく、各自直ちに所定の配置について當該防空機關の統一指揮下に入るのである。この際、主任教職員は速かに配置状況を調査して、學校長に報告することが必要である。

登校、下校の途中で發令された場合、防護團員や校外防空補助員は、不在校時と同様に行動すればよいが、その他の者は學校と家庭といづれか近い方へ行くことにしてある。行きつかない前に敵機が來襲したら、その場で適當に待避せねばならないから、學校でも生徒児童及びその父兄でも豫じめどの邊で敵機來襲に遭つたら、どこへ待避するか等といふことについて研究し、また警防團その他と連絡をとつて訓練して置くがよい。

空襲被害があつたら

防護監視員は勿論であるが、その他の誰でも投下彈の落達場所を發見したら、直ちに團長に報告せねばならない。團長はこれに基づいて全員に知れるやうに處置すると共に、状況により適宜各部各班に協力援助をさせ、被害の程度を最小限度に止めるやうに努力せねばならない。

また消防部長は直ちに消防署または警察署に通知し、火災擴大の虞れがあり、初期消火が困難であると認定したら、直ちに消防署長または警察署等に出動を求めねばならない。

警察、消防署等の防空機關が校外から赴援して來たら、その統一指揮下に入つてこれに協力し、負傷者が出たら救出運搬を主眼とし、應急處置をして所定の救護所へ速かに運搬する。

また御眞影奉安所が危険に瀕した場合は、直ちに所定の奉遷所に奉遷するのであるが、その場合は、御眞影奉遷

所であることを明らかにする標識を掲げ、警備を嚴重にせねばならない。

なほ空襲による被害があつたら所轄警察署へ、(1)御眞影、勅語謄本、詔書謄本の安否、(2)死傷者數、(3)建物被害の程度を速報する必要がある。詳報は一定の様式を以て文書で、後刻文部省及び地方長官に提出すればよい。

日頃の訓練が第一

防空全般に關する教育訓練は、學校報國隊員全員がいつでも交替勤務できるやうに徹底する必要がある。それは單に自衛防空の交替勤務制實施のためばかりでなく、例へば、特設防護團員や校外防空補助員以外の學校報國隊員でも、自宅で家庭防空や隣組防火に努めねばならないし、また通行中、空襲被害の現場にあるときは、率先して防空業務に服し、或ひは防空機關に協力せねばならないからである。

校外防空補助員も原則として學校で教育訓練するのである。關係防空機關が行ふ場合は、當該學校長と協議の上、實施することになつてゐる。

訓練は勿論、全員常に総合的にする必要はない。防護團の各部、各班別とか幹部だけの訓練とか、或ひは基本的な訓練だけをするとか、必要に應じいろ／＼の方法を用ふるがよい。特技によつて活動するものの訓練は、それだけを特別にとり出して徹底する必要もある。

訓練上、特に留意すべきものは、左の三つである。

(1) 消防 これは消防班以外の者も中等學校高學年以上の者は、全員徹底しておくことが必要である。燒夷彈に對しては、初期防火、換言すれば最初の一分間が最も大切だから、誰でも近くにゐる者が先づ防火に努めねばならぬ。

いし、また延燒の防止及び消火には、水が絶対の威力を有するからである。

(2) 待避 平常から待避箇所を各人で豫定しておいて、急場に臨んで混亂しないやうにせねばならない。また防護團員の待避訓練は、防護活動との迅速な連繫を演練して置く必要がある。

登校、下校の途中で敵機の來襲に遭つた場合の待避訓練も平素からよく研究して、例へば待避所の位置、收容力等を生徒兒童等に熟知させておくと共に、寸刻の餘裕もない場合は、伏臥姿勢をとり、目耳は手で抑へて、とつきの危害を避けさせる等訓練すべきである。

なほ鐵筋混凝土造校舎内に待避する場合は、硝子の破片による傷害を防止するため窓を取外し、または開放し、また生徒兒童に對しては窓に直面することを避けさせ、飛散箇所から離れて待避するやう訓練しておく。尤も延燒の危険があるときは、隣接建物に面した窓は閉ぢておかねばならない。

(3) 救護 附屬病院を有する學校の醫療班や、女子學校報國隊出動救護班は、特に救急看護の訓練が必要である。尤も、救急藥、三角布、擔架等の使用法、應急止血その他の應急處置は防護團員全員に徹底しておくべきことである。

家庭への希望

次に、本指針實施上、特に世の父兄に望む主要な事項を附記したい。

(1) 防空活動は戰闘そのものであるから、生命の危険は戰場における兵士と同様である。この事實を十分に認識して、その子弟たる中等學校高學年以上の學徒の防空活動に、積極的に援助鞭撻を與へられたい。

(2) 中等學校低學年以下の生徒児童を警戒警報發令と共に授業を休止して歸宅させるのは、分散の見地からであるから、各家庭では、國民學校高學年児童及び中等學校低學年生徒は、能力に應じて家庭防空に或ひは隣組防火に役立つやう指導して戴きたい。

(3) 突然空襲警報が發令になると、在校時なら五分内外で歸宅できる者は狀況に應じ歸宅させることになつてゐるし、また登校、下校の途中の場合は、學校と家庭といづれでも近い方へ行くことになつてゐるが、その途中で敵機が來襲したら、その附近の待避所その他適當な所へ待避し、また爆彈落下等とつきの場合には、その場で伏臥して危害を避けるやうに訓練することになつてゐるから、父兄方も豫じめその子弟の通學路を研究し、一旦、事が起つた時にどうしたらよいかといふことを子弟によく教へ、また學校側でも研究訓練することになつてゐるから、學校ともよく連絡し、或ひは通學路に當る警防團や、しかるべき家庭とも連絡し、萬一、子弟が飛び込んだら、自分の家や或ひは自分の町の者と同様に取扱ふやう、協力されんことを切望して止まない。

本指針の實施區域は、特定都市に限るのである。

右以外の地域の學校でも、各學校所在地の狀況や學校の環境、建物その他の事情を勘案して、適宜、本指針の適用に斟酌を加へ、防空活動を實施すべきである。

第三章 學校防空指針

(昭和十八年十月一日實施)

第一章 總 則

第一 學校防空の意義及び區分

本指針において學校防空と稱するは航空機の來襲により、生ずべき危害を防止し、又は之による被害を軽減する爲學校の行ふ防空全部をいひ、之を學校における自衛防空(以下單に自衛防空と稱す)及び校外防空に區分す。

一、自衛防空の本旨は、當該學校長の責任の下教職員、學校生徒及び備員全員が全能力を擧げて航空機の來襲により生起する被害を最小限度に局限するに在り、その主眼は左の點とす。

- 1、御眞影、勅語謄本、詔書謄本の奉護
- 2、學生生徒児童の保護
- 3、貴重なる文獻、研究資料及び重要研究施設等の防護
- 4、校舎の防護

二、校外防空の本旨は學校教職員及び生徒の有する集團的にして精強なる防空能力を動員し、學校報國防空補助員として當該地方長官(東京都にありては警視總監以下同じ)の指揮の下全力を擧げ校外民防空機關に協力せしむるに在り。

第二 學校防空擔任者

- 一、學校の自衛防空はその時期の如何を問はず教職員、學生生徒及び備員をもつて之を擔任するを本則とす。たゞし國民學校等防空要員の取得困難なる學校にありては附近警防團員、學權報國隊、防空補助員の應援を受くるものとす。
- 二、校外防空は自衛防空に從事する者及び別に指示する者を除く學校報國隊員之を擔任するを本則とす。
- 三、中等學校低學生徒、國民學校兒童及び幼稚園幼兒は自衛防空並びに校外防空は之を擔任せしめざるものとす。
- 四、自衛防空に從事する者（學校特設防護團員）は、一般の特設防護團員と同等級（防空從事者扶助令第二條第一項第六號該當者）とし、校外防空從事者（學校報國隊防空補助員）は警防團員と同等級（防空從事者扶助令第二條第一項第五號該當者）とす。

第二章 準備

第一 要旨

學校防空の準備に當りては出來得る限り學校教育を繼續實施することを旨として綿密なる學校防空計畫を設定すると共に、之に基づき防空體制の整備に努め平素の教育訓練を徹底しもつて學校防空の完璧を期すべし。

第二 學校防空計畫の設定

一、要旨 學校防空計畫の設定は綿密周到なるを要す、しかして之が重點を明確にしかつ具體的にして實行性あ

るを第一義とす。即ち之が立案に當りては、防空上の地域的特質、學校の種類及び校舎の構造等を考慮し、實情に合する如く配慮するものとす。學校防空計畫は之を自衛防空計畫と校外防空計畫とに分つ、學校防空計畫の年度はその年の四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

二、自衛防空計畫 自衛防空計畫は現有の人的、物的施設を擧げて校外防空の必要度をも勘案し、自衛防空上最も有効に活用することを目的として企畫するものとす。之を防空實施計畫と防空施設計畫とに分つ。

○學校防空計畫の内容に記載すべき主なる事項左の如し。

- 1、當該學校防空の方針
- 2、學校防空機關の編成及び任務
- 3、防空實施時における學校防空機關活動の基準ならびに學生、生徒、兒童及び幼兒の措置
- 4、防空施設
- 5、防空通信連絡
- 6、訓練
- 7、その他必要と認める事項

○自衛防空實施計畫は豫想しあらゆる場合につき防空業務全般にわたり樹立さるべきものとす。留意すべき事項概ね左の如し。

- 1、警報の種類に應ずる防護團員の配置計畫
- 2、休暇中の自衛防空

第三章 學校防空指針

3、常置防空要員、不在校時において防空警報發令ありたる場合の警報の受領傳達、燈火管制及び防護團長登校するまでの指揮統制に任ずべき要員は宿直員及び構内居住者をもつて之に充て直ちに措置を講じ得る如く計畫しておくを要す。

三、校外防空計畫 校外防空計畫は關係機關と連絡を密にし編成、任務、配備の場所、配備の時機等に関し具體的に計畫を樹立しておくものとす。

①校外防空計畫設定者 防空業務の配置箇所及び編制の基準の大綱については地方官之を決定するものとす。但し大學高等専門學校の場合は關係學校報國隊地方部長、地方部の設定なき地域にありては關係學校報國隊長と協議の上之を決定するものとす。

②校外防空計畫設定要領 配備計畫は防空活動態勢に轉移の時期において配備につきしむべき計畫にして配備場所別に人員の編成、任務、指揮系統及び警戒警報發令時における交代勤務等を計畫しておくものとす。

四、その他學校防空計畫設定上留意すべき事項

①學校は防空上の必要より校舎の提供を求めらるべき場合多きを以てかゝる場合授業を繼續し得る如く具體的に豫定計畫を樹立し置き校舎が破壊、焼失又は徵用せられたる時は、その豫定計畫に基き校舎の殘存部分において又は最寄の學校若くは社寺、集會所等を利用し、二部又は三部授業を實施し授業を繼續し得るやう豫め關係當局と連絡の上具體的にかつ二次、三次にわたり計畫しておくと共に學生生徒及び兒童、要すれば父兄に對しても周知せしめおくこと。

②略

第三 學校防空體制の整備

一、人的整備 學校長は自衛防空實施の爲學校の種類及び規模、警護すべき物件、校舎の構造、配置及び環境等を勘案し當該學校報國隊員及び傭員（國民學校及び幼稚園にありては教職員傭員の全部）をもつて學校特設防護團を編成しその他の者は學校報國隊防空補助員たらしむ。

①學校特設防護團の編成及び任務 學校特設防護團員は學校附近在住者及び成るべく短時間に通學し得る者をもつて之に充て寄宿舎を有する學校に在りてはまづ寄宿生をもつて之に充つるを可とす、要すれば在校時、不在校時にて編成を別々になしおくものとす、學校特設防護團はその任務に従ひ概ね左の如く組織するものとす。

①本部

イ、總務班 總務班の任務左の如し。

▽防空計畫全般

▽團員の指揮統制

▽警報の受領及び傳達

▽關係官公署及び警防團との連絡

▽所要記録の調備

▽其他

ロ、加設班 加設班の任務左の如し。

第三章 學校防空指針

- ▽加設の整備
- ▽資料の調達及び配給
- ▽團員の給養

②警護部

- イ、警備班 警備班の任務左の如し。
 - ▽御眞影及び勅語謄本、詔書謄本の奉護
 - ▽貴重なる文献研究資料及び重要研究施設等の警護
 - ▽校舎内外の警戒及び燈火管制
 - ▽待避者の統制誘導
 - ▽危険物品及び貴重書類等の搬出及び保管
 - ▽非常持出物件の搬出
- ロ、監視班 監視班の任務左の如し。
 - ▽防護監視
 - ▽室内監視

③消防部

要すれば消防班の外直接消火に任ずべきポンプ班及び水の補給に任ずべき給水班をおく。

④救護部

- イ、救護班

ロ、防毒班

⑤ 學校報國隊防空補助員の選定及びその整備

①選定及び編成 學校報國隊防空補助員の選定に當りては消防、工作、防毒、醫療等特技を有する教職員、學生生徒にそれ、専門部門を擔當せしむるは勿論各自のもつ特性をよく検討し、實効ある編成を行ふに力むるものとす。學校報國隊防空補助員の編成は校外防空計畫に示す任務に應ずる如く編成するものとす。學校報國隊防空補助員の出勤及び勤務に關しては適當なる教職員をもつて監督するものとす。

②擔當業務の範圍

- イ、警備
- ロ、交通整理
- ハ、消防
- ニ、救護
- ホ、應急復舊
- ヘ、避難者の保護
- ト、配給
- チ、傳令及び連絡
- リ、その他

③その他

① 學校防空は教職員學生生徒全員を以て之に當つるを原則とするも戦時下殊に緊要なる研究に携はる者、身體虛弱者、家庭その他の事情にて止むを得ざる者等は學校特設防護團員及び學校報國隊防空補助員より除外するを可とす。

② 教職員學生生徒中兵籍あるものは防衛召集により欠員となる事あるをもつて編成上豫め考慮し置くを要す。二、物的整備 學校防空上の物的整備にあたりては堅牢なる御眞影奉安所あるひは奉遷所の設置、生徒兒童の保護施設(例、待避所)及び貯水槽の設置、敷地、建物の迷彩施設等學校全體に關するものは勿論、防護團の活動上直接整備を要するもの多きを以て、極力資材難を克服する方途を講じ學校防空に萬遺憾なきを期する要あり、緊要なるもの概ね左の如し。

① 御眞影、勅語謄本、詔書謄本の奉護施設 石造その他堅固なる奉安殿の設ある學校及び鐵筋混凝土造の校舎内に奉護しある學校にありても及然らざる學校にありても齊しく豫め非常の際における奉遷所を決定し置きその他奉護上萬全の措置を講ずるものとす。

② 待避施設

③ 貴重なる文獻、研究資料及び重要研究施設の防護施設

④ その他防護團の活動上直接緊要なる施設、防護團員待避設備

⑤ 學校報國隊防空補助員の出勤に關する施設 學校報國隊防空補助員の防空活動に要する施設は總て協力を受くる防空機關において整備し置くものとす。

⑥ 食糧その他の給養については別に定むるところによるものとす。

第四 教育訓練

一、學校防空に關する教育訓練の主眼

防空は戦闘なり、戦勝の要諦は之に従事する者をして盡忠殉國の至誠より發する敢闘精神に燃え必勝の信念を堅持せしむるにあり、而して必勝の信念は必死の訓練によりて得らるゝものなるを以て定期的に行ふは固より隨時不斷に訓練を重ね如何なる事態に遭ひても沈着冷靜積極果敢に活動し得る自信を把握せしむるを以て主眼とす、教育訓練を分つて一般教育訓練及び幹部訓練とす以上はさらに教育内容により基本訓練及び綜合訓練に分つ

二、一般教育訓練

防空全般に關する教育訓練をいひ學校報國隊員は全員交替勤務に支障なからしむ如く訓練する事を要す特に留意すべき業務左の如し。

① 消防 消防訓練は單に學校特設防護團消防班のみに限らず中等學校高學年以上の學生 生徒は全員之を徹底し置く事を要す、殊に學校報國隊防空補助員にして消防機關に協力すべき者は平常より關係機關と連絡を密にしその能力の向上を期する要あり。

② 待避 ———— 略 ————

③ 救護 ———— 略 ————

三、幹部訓練 關係機關と連絡し講習會その他あらゆる機會を利用し防空業務の習熟指揮能力の向上につとめ、學校防空活動に遺憾なきを期するものとす。

四、基本訓練 防空業務の基本的な知識技能を個々にわたつて正確に體得せしめ實踐活動の基本たらしむるものとす、殊に當該年度の基本訓練目標に關してはこれが徹底のため格別の指導訓練を重んずるものとす。

五、綜合訓練 基本訓練によつて習得したる知識技能を實踐的ならしむるため各種の狀況を現示し防空業務全般にわたり綜合的に訓練を實施す。

六、その他教育訓練上留意すべき事項

① 學校特設防護團員及び學校報國隊防空補助員以外の學校報國隊員は自宅にある場合は勿論通行中といへども空襲による被害發生したる現場にある場合は率先防空業務に服し又は防空機關に協力する如く指導しおくを要す。

② 中等學校低學年生徒及び國民學校高學年兒童自宅にある場合は各自の能力に應じ適切なる行動に出で隣組防火群の一員として防空業務に服する如く指導するを要す。

③ 學校報國隊防空補助員の教育訓練については學校において之を實施するの外關係防空機關において學校長と協議の上之を實施するものとす。

第三章 實 施

第一 防空活動態勢に轉移の時機

學校は原則として警戒警報發令と同時に防空活動態勢に轉移するものとす。

第二 警戒警報發令ありたる場合

一、學校長その他學校責任者の處置

① 在校時發令ありたる場合

- 1、直ちに授業の休止を命ず
- 2、中等學校低學年生徒、國民學校兒童及び幼稚園幼兒は直ちに帰宅せしむ
- 3、學校特設防護團長をして團員を動員しそれ〴〵所定の任務につかしむ
- 4、學校報國隊防空補助員をしてそれ〴〵所定の配備につかしむ
- 5、別に指定せられたるものについては授業を繼續せしむ

② 不在校時發令ありたる場合

防空常置要員は直ちに左の措置をなす

- 1、夜間なる時は直ちに警戒管制を實施す
- 2、團長其他所定箇所連絡し必要なる指揮を受く
- 3、登校し來る團員の指揮統制に任ずると共に學校報國隊防空補助員をして直ちに配備につき得る態度をとらしむ。

③ 登校下校の途中發令ありたる場合

學校長或は學校責任者は概ね前項に準じ措置をなす。

二、學校特設防護團員の行動要領

① 在校時發令ありたる場合學校特設防護團長は直ちにそれ〴〵所定の配置につかしむ、たゞし交替勤務要員は

力めて帰宅せしむ、團員の行動要領左の如し。

- 1、總務班警報擔當者は校内に警報を確實迅速に傳達す
- 2、警備班奉護擔任者は奉安所の警備につく
- 3、警備班燈火管制擔當者は管制準備をなす
- 4、警備班警備擔當者は重要施設の警備につき可燃物、危険物、貴重なる文献及び研究資料食糧等を安全場所

所に收納す

- 5、監視班防護監視擔當者は直ちに監視所につき監視に當る
- 6、消防班は一切の容器に水を満たすと共に消防器具を點檢し直ちに使用し得る状態になしおく
- 7、救護班は擔架を使用し得る状態になしおくと共に救急材料を整備し何時にても收容可能の状態におく
- 8、防毒班は直ちに出勤し得る如く準備したる後待機す。

③不在校時發令ありたる場合

直ちに登校團長の指揮下に入り所定の業務に服す、その行動要領に附いては夜間の燈火管制を實施する外在校時に同じ

④登校下校の途中において發令ありたる場合は概ね前項に準じ行動するものとす

三、學校報國防空補助員の行動要領

在校時は勿論不在校時或ひは登校下校の途中にある場合といへども直ちに登校の上豫め定められたる主任教職員

の指揮により速かに所定の現場につき防空補助員は當該防空機關の統制指揮下に入るものとす

第三 警戒警報發令下において空襲警報發令ありたる場合

一、學校特設防護團員の行動要領

團長は團員の配置狀況を點檢し要すれば所要の修正を命じ非番團員の登校し來るに従ひ、逐次編制を完了せしむ

團員の行動要領左の如し

①總務班警報擔當者は校内に警報を確實迅速に傳達す

②警備班燈火管制擔當者は夜間なる時は直ちに空襲管制を實施す

以上任務終了の上は速かに所定の待避所において待避するものとす

③監視班防護監視擔當者は直ちに監視を續くるものとす

④監視班室内監視擔當者は擔任教室の窓を取はづし又は開放す、(但し延焼のおそれある隣接建物に面した窓は全部閉ぢおくものとす)

二、その他の在校者の行動要領

全員直ちに所定の待避所に待避するものとす。

第四 警戒警報發令なくして空襲警報ありたる場合 警戒警報發令後所定の行動完了前に空襲警報發令ありたる場合も概ね本項に準ずるものとす

一、在校時發令ありたる場合

學校長その他學校責任者は直ちに左の處置を取る

①授業の休止を命ず

②中等學校低學年生徒、國民學校兒童及び幼稚園幼兒に附ては狀況に應じ五分内外に歸宅し得る者は歸宅せしむ。

(當該者は豫定し置くを要す)

③學校特設防護團員は全員直ちに所定の任務につきしむ自後の行動要領は第三の場合に同じ

④學校報國際防空補助員は直ちに所定の配置に就かしむ、この際主任教職員は速かに配置狀況を學校長に報告するものとす

⑤その他の者は直ちに待避せしむ

二、不在校時發令ありたる場合

①學校特設防護團員は直ちに登校所定の任務につきしむ

②學校報國際防空補助員は別命を待たず各自直ちに所定の配置に就き、當該防空機關の統一指揮下に入らしむ、この際主任教職員は速かに配置の狀況を學校長に報告する。

③その他の者は家庭防空に協力せしむ

三、登校 下校の途中において發令ありたる場合

①學校特設防護團員及び學校防空補助員の行動要領は不在校時に同じ

②その他の者は學校又は家庭の何れか近き方につきしむ。

第五 空襲被害時

一、團長は狀況に依り適宜各部各班相互に協力援助をなかしむるものとす

二、防護監視擔當者は敵機の行動を監視し投下彈の落達場所を迅速に團長に報告するものとす

三、室内監視擔當者は擔任教室最寄の待避所に待避し居り、焼夷彈落下したる場合直ちに應急防火に努むると共にバケツを叩き或ひは大聲を發する等の方法に依り防火班の應援をもとめるものとす。なほ落下せずと認むる擔任教室と雖も一應必ず點檢し特に天井裏、床下、物置、便所等目につかざる場所に注意するものとす

四、焼夷彈落下したる場合は消防部長は直ちに消防署又は警察署に通知するものとす

五、焼夷彈はその種類の如何を問はず最初の一分間において鎮滅に努むるを以て第一義とす

六、火災となりたる場合はまづ延焼防止に努め次に燃焼個所の消火に努むるものとす

七、消火中といへども爆彈の落下音を聞き又附近に爆彈落下し始めたときは直ちに伏臥し又は附近の待避所を利用し突差に危害をさくものとす

八、延焼の虞ある校舎は直ちに窓を閉ぢ火焰を被る個所及び發火し易き庇下、妻等に水をかける等延焼防止に努むるものとす、尙風下においては火叩き、バケツ、水柄杓等をもつて飛火の警戒をなすものとす

九、火災擴大の虞あり初期消火困難と認めたる時は直ちに消防署長又は警察署等に出勤をもとむるものとす

一〇、警察、消防署等の防空機關校外より赴授し來りたる時は學校特設防護團員は之に協力して消火に努むるものとす。右の場合においては學校特設防護團員は、赴授防空機關の統一指揮下に入るものとす。

一一、御眞影奉安所危險に瀕したる時は所定の奉遷所に奉遷すべし、右の場合においては御眞影たることを明らかにする標識をかゝるものとす

第四篇 防空關係資料

二八二

一、自傷者發生したる場合は救出運搬を主眼とし最少限度の應急處置に止め速かに所定の救護所に運搬するものとす

一三、空襲に依る被害ありたる時は、所轄警察署に左記事項を速報し、詳細は次章において定むる様式に依り、所定の場所に報告するものとす

- ① 御眞影、勅語謄本、詔書謄本の安否
- ② 死傷者數
- ③ 建物被害の程度

第四章 文章報告其の他 (略)

第四章 德島縣國民學校防空指針

- 一、本指針は德島縣下主要市町村に於ける國民學校及幼稚園を主たる對照とし防空上特に必要なる事項を記述す
- 二、本指針に記述せるものの外防空一般事項に付ては時局防空必携其の他内務省に於て定むる防空指導書に依るものとす

第一章 總 則

第一 國民學校防空の意義

本指針に於て國民學校防空と稱するは航空機の來襲に依り生ずべき危害を防止し又は之に因る被害を軽減する爲國民學校及幼稚園の行ふ自衛防空以下國民學校防空と稱すを謂ひ國民學校防空の本旨は當該學校長の責任の下教職員備員全員が全能力を擧げて航空機の來襲により生起する被害を最少限度に極限するに在り其の主眼は左の點とす

- (1) 御眞影、勅語謄本、詔書謄本の奉護
- (2) 兒童の保護
- (3) 貴重なる文獻、研究資料及重要研究施設等の防護
- (4) 校舎の防護

第二 國民學校防空擔任者

- 一、國民學校防空は其の時期の如何を問はず教職員、及備員を以て擔任するを本則とす但し學校報國隊防空補助員動員計畫の定むる所により學校報國隊防空補助員の應援を受くるものとす
- 二、國民學校兒童及幼稚園幼兒は原則として學校に於ける防空は之を擔任せしめざるものとす
- 三、國民學校防空に従事する者(學校特設防護團員)は一般の特設防護團員と同等級(防空従事者扶助令第二條第一項第六號該當者)とす

第二章 準 備

第一 要 旨

第四章 德島縣國民學校防空指針

二八三

國民學校防空の準備に當りては出來得る限り學校教育を繼續實施することを旨とし綿密なる國民學校防空計畫を設定すると共に之に基き防空體制の整備に努め平素の教育訓練を徹底し以て國民學校防空の完璧を期すべし

第二 學校防空計畫の設定

一、要旨

國民學校防空計畫の設定は綿密周到なるを要す而して之が重點を明確にし且具體的にして實行性あるを第一義とす即ち之が立案に當りては防空上の地域的特質、學級數及校舍の構造等を考慮し實情に合する如く配意するものとす

國民學校防空計畫の年度は其の年の四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

二、國民學校防空計畫の着眼

國民學校防空計畫は現有の人的物的全施設を舉げて自衛防空上最も有効に活用することを旨として企畫するべきことを要す之が爲には防空實施計畫と防空施設計畫とに分つ

- 國民學校防空計畫の内容に記載すべき主なる事項左の如し
- (1) 當該學校防空の方針に關する事項
- (2) 學校防空機關の編成及任務に關する事項
- (3) 防空實施時に於ける學校防空機關活動の基準及兒童及幼兒の措置に關する事項
- (4) 防空施設に關する事項

(5) 防空通信連絡に關する事項

(6) 訓練に關する事項

(7) 其の他必要と認むる事項

○ 國民學校防空實施計畫は豫想し得る凡ゆる場合に付防空業務全般に亘り樹立さるべきものとす留意すべき事項概ね左の如し

(1) 警報の種類に應ずる防護團員の配置計畫

警戒警報發令下に於ける團員の服務は交替勤務を原則とし空襲警報發令下に於ては全員配置とするを原則とす但し學校の實狀及狀況に應じ適宜の配置を行ふを妨げず

(2) 休暇中の自衛防空

要すれば臨時に防護團員の指名變更を爲し又は一部人員の歸郷を差し止める等の方法に依り當該防空計畫遂行に必要な人員を確保し休暇中の防空措置に遺憾なきを期するものとす

(3) 常置防空要員

不在校時に於て防空警報發令ありたる場合の警報の受領傳達、燈火管制及防護團長登校する迄の指揮統制に任ずべき要員は宿直員及校内居住者を以て之に充て直ちに措置が講じ得る如く計畫し置くを要す

○ 國民學校防空施設計畫は豫算及資材の狀況を考慮し重點的に工夫整備を爲す如く計畫するものとす

○ 學校は防空上の必要より校舍の提供を求めらるべき場合多きを以て斯かる場合授業を繼續し得る如く具體的に豫定計畫を樹立し置き校舍が破壊燒失又は徵用せられたるときは其の豫定計畫に基き校舍の殘存部分

に於て又は最寄の學校若くは社寺集會所等を利用し二部又は三部授業を實施し授業を繼續し得るやう豫め關係當局と連絡の上具體的に且二次三次に亘り計畫し置くと共に兒童要すれば父兄に對しても周知せしめ置くこと

尙狀況に依りては學校相互間の學級合同編成を行ふやう豫め計畫し置くこと

④國民學校防空計畫は前年度二月末日迄に之を設定し知事宛三部提出するものとす

第三 國民學校防空體制の整備

一、人的整備

學校長は國民學校防空實施の爲教職員及傭員の全員を以て學校特設防護團を編成し要すれば在校時不在校時にて編成を別々になし置くものとす學校特設防護團は其の任務に従ひ概ね左の如く組織するものとす但し學校の實情に應じ適宜編成を替へ、又規模大なる學校に在りては擔當區域を數個に分ち分團を設くるを可とす

(1) 本部

本部は學校防空全般に關する企畫及其の實施に際して團の指揮統制外部との連絡等團の中樞的重要事項を掌る

本部長は團長又は副團長之を兼ねるものとす本部員は他の各部の部長及少數團員を以て之に充つ

本部に總務班及施設班を置く各班に係を置くことを得

イ、總務班

總務班の任務左の如し

- (1) 防空計畫全般に關すること
- (2) 團員の指揮統制に關すること
- (3) 警報の受領及傳達に關すること
- (4) 關係官公署及警防團との連絡に關すること
- (5) 所要記録の調査に關すること
- (6) 其他各部に屬せざる事項

ロ、施設班

施設班の任務左の如し

- (1) 施設の整備に關すること
- (2) 資材の調達及配給に關すること
- (3) 團員の給養に關すること

(2) 警護部

警護部は學校に於ける重要物資の警備保管及監視に任ず警護部に警備班及監視班を置く各班に係を置くことを得

イ、警備班

警備班の任務左の如し

- (1) 御眞影勅語謄本、詔書謄本の奉護に關すること

- (2) 貴重なる文献研究資料及重要研究施設等の警護に關すること
- (3) 校舎内外の警戒及燈火管制に關すること
- (4) 待避者の統制誘導に關すること
- (5) 危険物品及貴重書類等の搬出及保管に關すること
- (6) 非常持出物件の搬出に關すること

ロ、監視班

監視班の任務左の如し

- (1) 防護監視に關すること
- (2) 室内監視に關すること

(室内監視員は一人にて一乃至數室の監視を受持つものとす)

(3) 消防部

消防部は火災害の發生を防止し其の消滅に任ず

建物の狀態消防器具器材及貯水設備の狀況等を考慮し要すれば消防班の外直接消火に任ずべきポンプ班及水の補給に任ずべき給水班を置く

(4) 救護部

救護部は救急看護及防毒消毒に任ず

救護部に救護班及防毒班を置く各班に係を置くことを得

イ、救護班

救護班は傷病者の救出運搬應急處置及看護に任ず

ロ、防毒班

防毒班の任務左の如し

- (1) 瓦斯の検知及瓦斯警報の傳達に關すること
- (2) 瓦斯標識の設置及持久瓦斯の制毒、除毒及消毒に關すること
- (3) 被害者の救出及被害物料の消(除)毒に關すること

二、物的整備

學校防空上物的整備に當りては堅牢なる御眞影奉安所或は奉遷所の設置、兒童の保護施設(例、待避所)及貯水槽の設置、敷地建物の迷彩施設等學校全體に關するものは勿論、防護團の活動上直接整備を要するもの多きを以て、極力資材難を克服する方途を講じ學校防空に萬遺漏なきを期する要あり
緊要なるもの概ね左の如し

○御眞影、勅語謄本、詔書謄本の奉護施設

石造其の他堅固なる奉安殿の設ある學校及鐵筋混凝土造の校舎内に奉護しある學校に在りてもまた然らざる學校に在りても齊しく豫め非常の際に於ける奉遷所を決定し置き其の他奉護上萬全の措置を講ずるものとす

○待避施設

待避施設は別に示す設置要領に基き當該學校の教職員兒童全員收容可能なる待避所設置を本則とす

③貴重なる文獻研究資料及重要研究施設の防護施設

(1) 貴重なる文獻研究資料に就ては警戒警報發令時之を格納すべき安全個所を地下其の他に設置し、狀況に依り危險區域外に搬出し之が防護に萬全を期すべき施設を講じ置くを要す

(2) 重要研究施設に付ては防火防彈裝置を施す等特に其の防護施設を嚴重にするを要す

④其の他防護團の活動上直接緊要なる施設

(1) 防護監視所の設置

イ、防護監視所は上空の監視十分にして全校を見透し得る個所を選定し要すれば數ヶ所に設け通報連絡の施設を整備し置くものとす

ロ、防護監視員をして充分其の機能を發揮せしむる爲め監視所の周圍に土囊を積み或は混凝土の壁を設くる等之が防護に萬全を期するものとす

(2) 消火及防火施設の整備充實

イ、燒夷彈に依る延燒の防止及消火に當りては水は絶對的な威力を有するを以て、消防施設に付ては特に重點を水に置くものとす、學校は其の建物の大なる特質に鑑み外部よりの消防隊の應援等をも考慮し能ふ限り多量且多數の貯水設備を設くるを要す

水道消火栓は斷水又は減壓の虞大なるを以て之に頼ることは危険なり

ロ、ポンプ、梯子、バケツ、火叩、竈口、庭其の他の消防器材を出來得る限り多數整備し要所に分散配置

し置くを要す

ハ、危險物品藥品等特に爆發の虞あるもの又は重要文書類等を警戒警報發令と同時に移轉又は埋藏すべき安全なる箇所を設定し置くを要す

(3) 救護所の設置

爲し得る限り所要の救護所を校内に設置するものとす設置困難なる時は附近の比較的規模大なる救護所と連絡し置き有事の際の救護に遺憾なきを期するものとす

(4) 右の外の防護團活動施設

イ、鐵 兜

ロ、防毒面

ハ、防毒服

ニ、埋没者救出用具（鐵、シャベル、竈口、鋸、鶴嘴等）

ホ、救急箱、三角布、擔架、副木材料

ヘ、携帯電燈、メガホン、非常持出袋、自轉車、防護警報器材、傳令用紙等

(5) 其の他

イ、特に必要なる室に對し暗幕裝置

ロ、非常用炊出用具

ハ、防護團員待機設備

第四 教育訓練

④食糧其の他の給養に付ては別に定むる所に依るものとす

一、國民學校防空に關する教育訓練の主眼

防空は戰鬪なり戰勝の要諦は之に従事するものをして盡忠殉國の至誠より發する敢闘精神に燃え必勝の信念を堅持せしむるに在り、必勝の信念は千磨必死の訓練に依つて得らるるものなるを以て定期的に行ふは固より隨時不斷に訓練を重ね如何なる事態に遭ふも沈着冷靜積極果敢に活動し得る自信を把握せしむるを以て主眼とす

教育訓練を分つて一般教育訓練及幹部訓練とす

以上は更に教育内容に依り基本訓練及綜合訓練に分つ

二、一般教育訓練

防空全般に關する教育訓練を謂ひ全員に交替勤務に支障なからしむる如く訓練することを要す特に留意すべき業務左の如し

○消防訓練

(1) 消防訓練は單に學校特設防護團消防班のみに限らず全員之を徹底し置くを要す

(2) 消防訓練に關聯し特に留意すべき事項左の如し

イ、燒夷彈に對しては初期防火の重要性に鑑み防護監視の外室内監視を嚴重にするを要す

ロ、危險物品藥品等特に爆發の虞あるもの又は貴重物件等は平常より之が處分を明確になし警報發令後安

全箇所に移轉し易からしむ

○待避訓練

(1) 一箇所多数の人員を擁する學校に在りては適確迅速に待避せしめ被害を最少限度に極限するの要あるを以て平常より待避箇所を各人毎に豫定し置き待避の際は坐布團の類を以て頭部を覆ひ待避せしむる等の訓練を実施し置くものとす

尙學校特設防護團員の待避に付ては可成配置箇所最寄の待避所を以て之に充て迅速に任務に就き得る様計畫し置くと共に防護團の訓練に際しては團員の待避訓練を重要項目として必ず實施し防護活動との迅速なる連繫を演練し置くものとす

(2) 登下校に際し突然空襲に遭ひたる場合の待避を考慮し平常より待避所の位置收容力等を熟知せしめ置くと共に寸刻の餘裕も無き場合伏臥姿勢を執り目耳は手を以て抑へ咄嗟の危害を避け得る如く訓練を重ねしめ置くものとす

(3) 鐵筋混凝土造校舍に待避する場合は硝子の破片に依る傷害を防止する爲窓は取外し又は開放するを原則とし(但し延燒の危險ある隣接建物に面したる窓は豫め閉じ置くこと)兒童に對しては窓に直面することを避けしめ飛散箇所より離れて待避せしむる等訓練し置くものとす

○救護

救護、救急、三角布、擔架の使用法、應急止血其の他の應急處置等に關し救護班員は固より防護團員全員に之を徹底せしめ置くを要す

④其の他防護團各部各班夫々の任務に従ひ其の使命完遂に遺憾なきやう其の防空能力の向上を期するは勿論臨時緊急の必要により應急的に児童をして防空業務に當らしむることあるべき場合をも考慮し児童の教育訓練にも遺憾なきを期するものとす

三、幹部訓練

防空訓練の徹底を期する爲には關係機關の指導を俟つことなく幹部自ら率先垂範し得る様防空業務全般に關し訓練を重ね置くを要すると共に防空の適切且實效ある活動は一に幹部の指揮の如何に係るものなるを以て關係機關と連絡し講習會其の他あらゆる機會を利用し防空業務の習熟指揮能力の向上に努め學校防空活動に遺憾なきを期するものとす

四、基本訓練

基本訓練は防空業務の基礎的な知識技能を個々に亘つて正確に體得せしめ實戰活動の基本たらしむるものとす殊に當該年度の基本訓練目標に關しては之が徹底のため格別の指導訓練を重ねるものとす

五、綜合訓練

基本訓練に依つて習得したる知識技能を實戰的ならしむる爲各種の狀況を現示し防空業務全般に亘り綜合的に訓練を實施し以て實戰即應應態を具現し必勝の信念を把握せしむるものとす

六、其の他教育訓練上留意すべき事項

1、高學年児童自宅に在る場合は各自の能力に應じ適切なる行動に出で隣組防火群の一員として防空業務に服する如く指導するを要す

2、學校報國隊防空補助員の協力を受くべき學校に在りては關係學校長と協議の上定期的に或は隨時に之に對する教育訓練を實施するものとす

第三章 實 施

第一 防空活動態勢に轉移の時機

學校は原則として警戒警報發令下に於ては授業を繼續するものとす空襲警報發令と同時に全面的に防空活動に轉移するものとす

第二 警戒警報發令ありたる場合

一、學校長其の他學校責任者の處置

1、在校時

- イ、直ちに授業を一時中止し特設防護團員をして警報傳達、防護資材の配備點檢、可燃物、危險物及貴重品の處置等を急速に實施せしむ
 - 此の場合臨時に高學年児童をして之が補助に當らしむことを得
 - ロ、幼稚園幼兒は直ちに歸宅せしめ解除迄休園せしむ
 - ハ、前二號の處置完了したる後再び授業を行ふ
 - ニ、團員たる教職員にして學級を擔任せざるもの及傭員をして夫々所要の配備に就かしむ
- 2、不在校時

防空常置要員は直ちに左の措置をなす

イ、夜間なるときは直ちに警戒管制を実施す

ロ、團長其の他所定個所に連絡し必要なる指揮を受く

ハ、登校し来る團員を指揮統制し夫々所定の任務に就かしむ

3、登校途中

イ、團員は直ちに登校所定の任務に就かしむ

ロ、幼稚園幼児は直ちに自宅へ引返さしめ爾後解除迄休園せしむ

ハ、児童は登校の上授業を受けしむ

4、下校途中

イ、團員は直ちに登校所定の任務に就かしむ

ロ、児童は速かに帰宅せしむ

ハ、幼稚園幼児は解除に至る迄休園せしむ

二、特設防護團員の行動要領

○在校時

1、特設防護團員は直ちに防空用服を着装し夫々の分擔任務に隨ひ左の處置をなす

イ、校内に警報を迅速確實に傳達す

ロ、燈火管制の準備を爲す

ハ、可燃物、危険物、貴重なる文獻及研究資料、食糧等を安全箇所に收納す

ニ、一切の容器に水を満すと共に消防器具を點檢し直ちに使用し得る状態に爲し置く

ホ、擔架を使用状態に作り置くと共に救急材料を整備し何時にても收容可能の状態に置く

ヘ、待避所を直ちに使用し得る状態に爲し置く

ト、其の他危険防止乃至、防護活動の敏活化の爲校内の整理整頓をなし置く

2、特設防護團長は學級擔任外の團員をして左の如く配備に就かしむ但し交替要員を考慮すべきものとす

イ、空襲警報發令に備へ警報受領要員を待機せしむ

ロ、奉護擔當者を奉安所警備に就かしむ

ハ、防空監視所擔當者を待機せしむ

◎不在校時及登下校途中

直ちに登校團長の指揮下に入り所定の業務に服す

其の行動要領は夜間は燈火管制を実施する外在校時と同一要領に依り處置し又は配備に就く

第三 警戒警報下に於て空襲警報發令ありたる場合

一、學校長其の他學校責任者の處置

1、在校時

イ、直ちに授業の休止を命ず

ロ、児童は一應待避せしめたる上情勢に應じ學年別又は通學地域別に依り順次帰宅せしむ

- 一、團員は全員直ちに所定の任務に就かしむ
 - 二、參集し來る學校報國隊防空補助員をして夫々所定の配備に就かしむ
- 2、不在校時
- イ、非番の團員は全員直ちに登校所定の任務に就かしむ
 - ロ、參集し來る學校報國隊防空補助員をして夫々所定の配備に就かしむ
 - ハ、兒童は家庭に於て夫々防空に協力せしむ
- 3、登下校途中
- イ、非番の團員は全員直ちに登校所定の任務に就かしむ
 - ロ、參集し來る學校報國隊防空補助員をして夫々所定の配備に就かしむ
 - ハ、兒童は自宅に近き場合は速かに歸宅せしめ學校に近き場合は一應學校に赴かしめ待避せしめたる上順次情勢に應じ歸宅せしむ
- 二、特設防護團員の行動要領
- 全員直ちに防空用服裝を完全にし全面的に防空態勢に轉移し夫々任務に隨ひ左の如く處置す
- 1、在校時
 - イ、校内に警報を迅速確實に傳達す
 - ロ、夜間なるときは直ちに空襲管制を實施す
 - ハ、其の他危険防止及防護活動の敏速化の爲處置をなす

以上の任務終了せば防護監視擔當者以外は夫々配備箇所最寄待避所に於て待避す

ニ、防護監視擔當者は直ちに監視所に配備し監視に當る

ホ、各室の窓を取外し又は開放し室内監視を嚴にす

(但し隣接建物に面し延焼の虞ある部分の窓は全部閉ぢ置くものとす)

ヘ、特設防護團長は配備及整備狀況を點檢し要すれば所要の修正を命ず

2、不在校時及登下校途中

非番團員は直ちに登校團長の指揮下に入り所定の任務及配備に就く其の行動要領は前項に同じ

第四 警戒警報なくして空襲警報發令ありたる場合

(警戒警報に應ずる所定の防護態勢完了前に空襲警報發令ありたる場合も含む)

一、學校長其他責任者の處置

1、在校時

第三の一の1に同じ

2、不在校時

防空常置要員は直ちに左の措置をなす

イ、夜間なるときは直ちに空襲管制を實施す

ロ、團長其他必要な所定箇所連絡し指揮を受く

ハ、登校又は參集し來る團員及學校報國隊防空補助員の指揮統制に任じ所定の配備に就かしむ

3、登下校途中

- イ、児童は學校又は家庭の何れか近き方に赴かしめ學校に於ては一應所定の場所に待避せしめたる後、情勢に應じ學年別又は通學地域別に依り歸宅せしむ
- ロ、其の他は不在校時に同じ

二、特設防護團員の行動要領

1、在校時

- イ、團員は直ちに防空服裝を完全にし團長指揮下に夫々分擔任務に隨ひ左の如く行動す
 - ロ、校内に警報を迅速確實に傳達す
 - ハ、急速に可燃物、危険物、貴重なる文獻及研究資料、食糧を所定の安全場所に收納す
 - ニ、一切の容器に満水し防火消防器具を直ちに使用し得る状態になし置く
 - ホ、擔架を使用状態に作り救急材料を整備し何時にても收容可能な状態に置く
 - ヘ、其他危険豫防及防護活動敏速化の處置をなす
 - 以上上の任務終了の上は速かに所定の待避所に於て待避するものとす
 - ト、嚴重なる防護監視をなす
 - チ、各室の窓を取外し又は開放し（但し延焼の虞ある部分の窓は閉ぢ置くものとす）室内監視を嚴にす
- 2、不在校時及登下校中

特設防護團員は直ちに登校、團長の指揮下に入り所定の業務に服す爾後の行動要領は在校時に同じ

第五 空襲被害時

- 一、團長は狀況に依り適宜各部各班相互に協力援助を爲さしむるものとす
- 二、防護監視擔當者は敵機の行動を監視し、投下彈の落達場所を迅速に團長に報告するものとす
- 三、室内監視擔當者は擔任教室最寄の待避所に待避し居り、焼夷彈落下したる場合直ちに應急防火に努むると共にバケツを叩き或は大聲を發する等の方法に依り防火班の應援を求むるものとす
- 尙落下せずと認むる擔任教室と雖も一應必ず點檢し特に天井裏、床下、物置便所等目に付かざる場所に注意するものとす
- 四、焼夷彈落下したる場合は消防部長は直ちに警察署又は警防團に通知するものとす
- 五、焼夷彈は其の種類如何を問はず最初の一分間に於て鎮滅に努むるを以て第一義とす
- 六、火災となりたる場合は先づ延焼防止に努め次に燃焼箇所を消火に努むるものとす
- 七、消火中と雖も爆彈の落下音を聞き又は附近に爆彈落下し始めたるときは直ちに伏臥し又は附近の待避所を利用し咄嗟の危害を避くるものとす
- 八、延焼の虞ある校舎は直ちに窓を閉ぢ火焰を被る箇所及發火し易き庇下、妻等に水をかける等延焼防止に努むるものとす尙風下に於ては火叩き、バケツ、水柄杓等を以て飛火の警戒をなすものとす
- 九、火災擴大の虞あり初期消火困難と認めたる時は直ちに警察署警防團等に出動を求むるものとす
- 一〇、警察署警防團等の防空機關校外より赴援し來りたる時は學校特設防護團員は之に協力して消火に努むるものとす

ものとす右の場合に於ては學校特設防護團員は赴援防空機關の統一指揮下に入るものとす

- 一、御眞影奉安所危險に瀕したるときは所定の奉遷所に奉遷すべし
右の場合に於ては御眞影たることを明にする標識を掲ぐるものとす
- 二、負傷者發生したる場合は救出運搬を主眼とし最少限度の應急處置に止め速かに所定の救護所に運搬するものとす
- 一三、空襲に依る被害ありたるときは全校協力して應救處置に努むると共に所轄警察署に左記事項を速報し詳細は次章に於て定むる様式に依り所定の場所に報告するものとす

記

- 一、御眞影、勅語謄本、詔書謄本の安否
- 二、死傷者數
- 三、建物被害の程度

第四章 文書報告其ノ他

第一 學校經營

- 一、空襲被害無き場合は空襲警報解除後速かに授業を開始す
- 二、校舎の一部又は全部が破壊若しくは焼失したる場合は所定の計畫に基き校舎の殘存部分に於て又は移轉先に於て要すれば二部又は三部授業を行ひ空襲警報解除後成るべく速かに教育を繼續實施するものとす

第二 文書報告

校の内外を問はず其の學校に關し空襲に依る被害ありたるときは別記様式第一に依り知事宛被害狀況を報告するものとす

第三

學校防空計畫設定其の他諸準備に對する再検討
空襲に依る被害ありたる場合は勿論然らざる場合と雖も學校長は關係者と協力防空活動實施の狀況を詳密に調査研究し、學校防空計畫設定其の他の諸準備に遺漏無きや否やを検討し、實行上更に有効適切なる準備を行ふに努め次の防空活動實施に萬全を期すべきものとす

(様式第一)

何年何月何日空襲被害狀況調

學 校 名

<p>空襲時の狀況及其の際採りたる處置</p> <p>(記載例)</p> <p>午前(後)何時何分空襲警報受領と同時に全員待避に移り何分待避完了何時何分爆彈(焼夷彈)何箇落下何箇所より發火せるも何箇所は直ちに消し止む</p>	<p>被害狀況</p> <p>(記載例)</p> <p>一、御眞影は御安泰なり(何處何處奉遷す) 二、焼失破壊校舎左の如し (一)何教室(總坪)何坪(全燒、全壞内約何坪燒失又は破壊)</p>
--	---

	<p>(二)何教室の一部焼失(破壊)せるも使用に支障無し</p> <p>三、死傷者左の如し</p> <p>(一)何行爲中爆弾の破片(燒夷彈の直撃)に依り即死(重傷、全治何週間の負傷)(何科何年何歳何某)</p> <p>授業繼續に支障なし</p> <p>一部〇〇に移轉し授業繼續中なり</p>
<p>其他</p> <p>一、防空上の所見(計畫に於て不備なりし事項及特に適切なりし事項等を記載す)</p> <p>二、顯著なる功績(防空活動に於て最も適切なる又は勇敢なる行爲に出で拔群の功績を表したる者の行爲の概要を記載す)</p>	

第五章 幼児防空対策資料

決戦態勢下國民防空方策についてはさきに改訂をみた「時局防空必携」ならびに「學校防空指針」において指示され

てゐるが國民のうち約二割を占める幼児は他の防空活動を阻害する一面これらの幼児の生命の確保は國家の將來にとつて絶対的必要なことは自明の理なので日本少國民文化協會ならびに日本少國民文化研究所ではいざ空襲の場合の幼児保護の方策について一般的な防空方策をさらに敷衍しかねてから内務省防空局の指導下に厚生、文部兩省、情報局などと審議中であつたが昭和十八年十月六日左のごとく「幼児防空対策資料」を決定發表した

第一幼児の保護に関する基本事項

幼児の保護についてはつぎの方針に則ることとする

イ、幼児は空襲による危害を避けるため事前に退去させることが防空法上要求されてゐるが、當面の措置としては緊急の場合各家庭の待避所其他安全な場所に避難させる

ロ、幼児の避難については幼児の保護者を定め一般の防空活動を妨げないやうにすること

(1) 幼児に一般防空活動者への信頼感を持たせ防空行動に馴れるやう平素より十分指導する

(2) 幼児の防空指導には親しみ易い紙芝居、童話、童謡などを適宜利用する

第二家庭隣組における幼児の保護

一、方針

幼児は各家庭の待避所に避難させるのが建前である、なほ各家庭の待避所のほかに安全な待避所があれば隣組の各家庭で希望する場合は適當な保護者をつけて幼児だけそこに避難させることも一方法であるたゞこの方法は積極的に希望するものが行ふべきでその他のものに強制してはならぬ

二、平素の準備指導

イ、待避所内に持込むものとして蓆、毛布類を準備して置く
ロ、幼児の服装はなるべく皮膚を露出しないやうな衣類、頭と肩を保護するための頭巾には名札をつけること
ハ、時々幼児に避難の指導などを行ふ、たゞし一般のいはゆる防空訓練に類することは行ふべきでない
ニ、折りに觸れて防空のことを説き聞かせその心構えを養ふ

三、警戒警報發令時

イ、幼児の服装を備へさせる
ロ、幼児をなるべく自宅で遊ばせる

ハ、特別に幼児用待避所へ避難させる場所では保護者は幼児の家庭に連絡する

四、空襲警報發令時

イ、幼児を待避所に避難させる。頭巾などはこの時につける、幼児用待避所のあるところでは保護者が各家庭より誘導避難させる

ロ、保護者は待避所内外の状況に注意しつゝ一方出来るだけ冷静なる態度を以て幼児に接し不安の念を起させぬやうにするなほ避難が長時間にわたつても幼児を待避所外に出さぬやうにする

ハ、幼児を各家庭の待避所に避難させる場合その家庭火災が発生した際などは状況によっては幼児を適當な保護者に委託して所要の防空活動に移ることが望ましい

五、空襲警報解除

イ、幼児を待避所より出し幼児用待避所の場合には各家庭に歸す

第三幼稚園に於ける幼児の防護

一、方針

幼稚園は防空警報發令中休園するを建前とする

二、平素の準備指導

イ、交通機關などを利用して遠距離より通園を要するものは入園させないやうにする

ロ、保姆その他職員の分擔を決めておく

ハ、園児を避難させるため待避所をつくる、待避所の收容人員は一ヶ所二十名以内とし園内又はその附近に分散してつくる

ニ、待避所内に持込むものとして蓆、毛布の類を準備しておく

ホ、園児にはなるべく身體を防護するに都合のよい服装を用ひるやう心がける

ヘ、園児に相應しい防空教育や避難指導などを行ふ

ト、同一方面より通園する園児約十名程度をもつて通園隣組を編成しあらかじめ家庭のものより通園隣組の保護者を定め防空警報發令の場合保護者が來園するやうにしておく

チ、防空警報發令中の諸處置を園児ならびに家庭に徹底させよく指導しておく

リ、園児の防空指導には紙芝居、童話、童謡などを利用するがよい

三、警戒警報發令時

イ、登園前警戒警報が發令されたる場合は家庭より登園させない

- ロ、登園の途中警戒警報が発令された場合は家庭に歸らせる
- ハ、在園中警戒警報が発令された場合は歸宅させる
- 四、突然空襲警報が発令されたる場合
 - イ、頭巾などのあるものは着けること
 - ロ、空襲警報が発令されても四圍の状況で危険がないと判定される場合は五分内外で歸宅できる園児は適宜歸宅させてもよい、發令が長時間にわたる場合は警察署などに連絡のうへ右に準ず
 - ハ、歸宅させない園児は避難所に誘導し避難させる
 - ニ、待避所毎になるべく保護者をつける
 - ホ、保護者は待避所内外の状況に注意しつゝ、一方出来るだけ平靜な態度を以て園児に接し不安の念を起さないやうにする、なほ避難が長時間にわたつても園児を待避所外に出さないやうにする
 - ヘ、通園の途中に空襲警報が発令された場合はなるべく家庭に歸らせる
- 五、空襲警報解除
 - イ、園児を待避所より出し異常の有無を調べる
 - ロ、園児を歸宅させる
 - ハ、歸宅が夜間になる場合は適宜の處置をとる
 - ニ、つぎの空襲に備へてすべての準備を完全にしておく
 - ホ、被害があれば關係方面に報告する

第四託児所における幼児の防護

一、方針

託児所は防空警報發令中休園するを建前とする、しかし託児の家庭の保護者が重要生産工場などに勤めてゐて託児を家庭で防護し得ないやうな場合には保母其の他教員および待避施設などを考慮して防護される限度において保育することは差支へない

二、平素の準備指導

- イ、遠距離より通園を要するものは受託しないものとする
- ロ、保母其の他職員の分擔を決めておく
- ハ、防空警報發令中保育を要するもの（以下單に要保育者といふ）を象め家庭と連絡の上決定し置く
- ニ、託児を避難させるため待避所を造る待避所の收容人員は一ヶ所二十名以内とし託児所内またはその附近に分散して造る
- ホ、待避所内に持ち込むものとして蓆、毛布の類を準備して置く
- ヘ、託児にはなるべく身體を保護する都合のよい服装を用ひるやう心がける
- ト、託児所にふさはしい防空教育や避難指導などを行ふ
- チ、同一方面より通園する託児十名程度をもつて通園隣組を編成し象め家庭のものをから通園隣組の保護者を定め保育でないものの班は防空警報が発令の場合保護者が來園することにしておく
- リ、防空警報の發令中の諸措置は託児ならびに家庭に徹底させよく指導しておく

ヌ、託児の防空指導には紙芝居、童話などを利用するがよい

三、警戒警報発令時

イ、登園前警戒警報の発令されたる場合は要保育児でないものは家庭より登園させない、要保育児は服装を整へて登園させる

ロ、登園の途中警戒警報が発令されたる場合は要保育児でないものは家庭へ歸らせる、要保育児はそのまゝ登園させる

ハ、在園中警戒警報の発令されたる場合は要保育児でないものは歸宅させる、要保育児は託児所内で保育をつづける

四、突然空襲警報が発令された場合

イ、頭巾などのあるものはつける

ロ、空襲警報が発令されても四圍の状況に危険がないと判定される場合 五分内外で歸宅できる要保育児でないものは適宜歸宅させてもよい、発令が長時間にわたる場合は警察署に連絡の上右に準ずる

ハ、歸宅させない託児は待避所に誘導し避難させる

ニ、待避所ごとに保護者をつける

ホ、保護者は待避所内外の状況に注意しつつ、一方出来るだけ平靜の態度をもつて幼児に接し不安の念を起させないやうにする、なほ避難が長時間にわたつても託児を待避所外に出さないやうにする

ヘ、登園の途中空襲警報が発令された場合はなるべく家庭に歸らせる

第五空襲警報の解除

イ、託児を待避所より出し異常の有無を調べる

ロ、要保育児でないものは歸宅させる要保育児は保育をつづけ依託時間を過ぎれば歸宅させる

ハ、歸宅が夜間になる場合などは適宜の處置をとる

ニ、つぎの空襲に備へるすべての準備を完全にして置く

ホ、被害などがあれば關係方面に報告する

第五篇 本校防空教育の經過

近代戦が航空決戦の様相を呈し、銃後も亦戦禍を免がれざるのみか、国土防衛に、生産力確保に重大責務を帯び、而も空爆の重點が物と人にあるを思ふ時、吾等は凡ゆるものを擧げて防空鐵壁の備へに集中せねばならぬ。皇國の寸土と言へども鬼畜米英に穢されてはならぬのである。神國日本の永遠性を考へる時、吾等は米英撃滅の闘魂をいやが上にも燃さなければならぬ。かつて明治維新の先覺者は黒船來るの聲に既に米英の野望を根絶すべく攘夷を絶叫したのである。昭和維新を爲さんとする御民われこそは、今こそ大東亞の空域に米機の英機の一機たりとも侵入を許してはならないのである。將に昭和の維新こそは海の攘夷より、空の攘夷へ轉移したと言つても誤りではあるまい。海を制するものは空を制すと共に、空を制することなくして海を制することは出来ない。われ／＼は茲に思ひを致し教育の戦時非常措置と相待つて空襲の必至性より學校防空の急務なるを悟り、且兒童の決勝生活への分野としての防空生活乃至は集團生活體たる學校の現状より見て、之が防空能力（自衛的）を附與し社會生活に於ける負荷と兒童の將來性を査察して防空教育の必要性に迫られ、之を學校經營の時局的運營要素として取入れたのである。本書に記述せる所は曩に本校が郡指定學校として防空教育の研究發表を全縣下に行つた際の記録を纏めたものである。

即ち決戦下國民學校防空の急速且強力なる展開すべき要請に鑑み郡教育會より研究を指定され去る昭和十八年十月九日之が第一回の研究發表を行ひ、縣教學課長警防課長殿の參列を賜はり、別記發表要項により、全縣下學校防空關係者約七百名及町内關係者千餘名の參集を得て、有意義に終了するを得た。

尙當日參觀不可能なりし縣下學校防空關係者の要望により之が第二回發表會を昭和十八年十一月二十一日に公開實施し、郡内各校防空主任者による研究會を引續き實施し。

更に十二月三日縣教學課警防課が中心となり本校に於て、「本縣防空指針の制定」に關する傳達があり、郡内各校より校長及防空主任者の參集ありて、一層的確なる方途を得る事が出來たのである。

尙又昭和十九年一月四日縣下に於ける防空業務並教育優秀の故を以て大日本防空協會徳島縣支部長殿より表彰されたことを附記す。

防空教育研究發表會日程並要項

昭一八、一〇、九

撫養

時刻	時間	科	目	年	學	擔任者	指導要項	指導上の留意事項
七〇〇	20	登校訓練	登校時に於ける規範恪守状況	全	週番	中島	1、職員儀禮 2、行事日程の周知及豫報	週番と高学年児童との連繫
八〇〇	10	職員朝會	1、職員儀禮	全	教頭	木村	2、行事日程の周知及豫報	厳肅に實施
八二〇	10	掃除	1、各受持分擔の清掃	全	全	千葉	1、兒童朝會前遊戯中に於ける待機訓練	靜かに丁寧に
八三〇	15	兒童朝會 (參觀者への日程説明)	1、兒童朝會前遊戯中に於ける待機訓練 2、兒童朝會 3、朝會後伏臥基本訓練	全	全係	貴志	1、兒童朝會前遊戯中に於ける待機訓練 2、兒童朝會 3、朝會後伏臥基本訓練	1、待機訓練は基本として行ひ仕方、姿勢を重點とす 2、指揮命令號令に應ずる迅速的確なる動作
八三〇	15	學級朝會	1、教室入り及朝會行事 2、授業繼續 3、傳達——周知 4、心構養成	全	擔任	石井	1、教室入り及朝會行事 2、授業繼續 3、傳達——周知 4、心構養成	1、防空知識を加味すること
八五〇	15	突如たる空襲警報發令下の綜合訓練 (學校防空指針準據)	1、校舎内に於ける警報下に要する避難教育訓練 イ、基本動作 ロ、警報下に要する諸動作 ハ、緊急避難用立棒の使用法 ニ、警報下に必要なる避難中の諸動作 イ、基本隊形及姿勢 ロ、各種地形地物の利用 ハ、情況に應ずる諸動作 3、燒夷彈消火の基本要領 イ、煙の掛方 ロ、砂の掛方 ハ、兩者併用の基本 4、送水の基本要領 イ、姿勢隊形 ロ、バケツ送水——速度量 ハ、注水送水の連絡 5、梯子操法基本要領 イ、停止間に於ける諸動作 ロ、行進間の諸動作 ハ、掛け方及組方 6、注水基本 イ、火點に應ずる集注注水 ロ、防火の爲の擴散注水 ハ、各種情況に應ずる注水要領の基本 7、止血法の要領 イ、指壓止血法 各部止血法 ロ、止血帶による止血 8、繃帶法を主とする救急處置要領 イ、三角布による基本繃帶法 各部位 擔布 ロ、各種救急法 創傷の救急處置 骨折火傷の救急處置 傷者の取扱と運搬者 9、擔架基本訓練 イ、各個動作及基本教練 ロ、傷者の取扱 ハ、運搬——平地及不整地 10、蹲踞伏臥等の諸動作並に各種合圖による諸動作 イ、折敷伏せの動作 ロ、手旗による動作 ハ、笛による合圖 ニ、遞傳による動作	初四 男女 初六 男 高一 男 高一 女 高一 女 高一 男 高二 男 高二 女 高二 女 高二	佐藤 南 麻植	1、校舎内に於ける警報下に要する避難教育訓練 イ、基本動作 ロ、警報下に要する諸動作 ハ、緊急避難用立棒の使用法 ニ、警報下に必要なる避難中の諸動作 イ、基本隊形及姿勢 ロ、各種地形地物の利用 ハ、情況に應ずる諸動作 3、燒夷彈消火の基本要領 イ、煙の掛方 ロ、砂の掛方 ハ、兩者併用の基本 4、送水の基本要領 イ、姿勢隊形 ロ、バケツ送水——速度量 ハ、注水送水の連絡 5、梯子操法基本要領 イ、停止間に於ける諸動作 ロ、行進間の諸動作 ハ、掛け方及組方 6、注水基本 イ、火點に應ずる集注注水 ロ、防火の爲の擴散注水 ハ、各種情況に應ずる注水要領の基本 7、止血法の要領 イ、指壓止血法 各部止血法 ロ、止血帶による止血 8、繃帶法を主とする救急處置要領 イ、三角布による基本繃帶法 各部位 擔布 ロ、各種救急法 創傷の救急處置 骨折火傷の救急處置 傷者の取扱と運搬者 9、擔架基本訓練 イ、各個動作及基本教練 ロ、傷者の取扱 ハ、運搬——平地及不整地 10、蹲踞伏臥等の諸動作並に各種合圖による諸動作 イ、折敷伏せの動作 ロ、手旗による動作 ハ、笛による合圖 ニ、遞傳による動作	1、基本訓練は勉めて段階的發展的に實施す 2、狀況下に於て實施する場合は實施者に於て情況を設けるものとす 3、情況下に於て實施する場合と雖もつとめて參觀に便なる如くす 4、燒夷彈は各種のものに對する處置を考慮し實施す 5、送水注水は各個動作を修練し然る後集團的に行ひ統制あらしむ 6、梯子操法は各種の情況に應ずる如き基本動作をなす 7、凡て危害豫防のための着意を要す 8、止血は裸體にて行ふべきも便宜上着裝上より行ふ 9、繃帶法は便宜着裝の儘行ふ 10、擔架は衛生須知による操法を用ふ 11、(五)は分解的に實施	
九〇〇	15	教育訓練としての綜合訓練	1、訓練警報發令 イ、警報發令——傳達の要領 ロ、各室處置 ハ、服裝點檢及用意	初五 男	中島	1、訓練警報發令 イ、警報發令——傳達の要領 ロ、各室處置 ハ、服裝點檢及用意	1、發令は放送設備使用可なる情況下として行ふも情況により傳令を併用す 2、燒夷彈落下地點は警防團員の考慮による	

12.5	<p>ハ、梯子操法の基本</p> <p>ニ、注水基本</p> <p>四 救護</p> <p>イ、創出血の處置</p> <p>ロ、繃帯法及救急法</p> <p>一ハ、擔架操法基本</p> <p>五、基本姿勢（動作）及合圖訓練</p>	男高二 石井 男高二 黒田 女高二 貴志 女高二 千葉 男高一 木村 男初五 中島	<p>ハ、掛け方及組方</p> <p>イ、火點に應ずる集注注水</p> <p>ロ、防火の爲の擴散注水</p> <p>ハ、各種情況に應ずる注水要領の基本</p> <p>イ、指壓止血法</p> <p>ロ、止血帯による止血</p> <p>イ、繃帯法を主とする救急處置要領</p> <p>イ、三角布による基本繃帯法</p> <p>各部位</p> <p>ロ、各種救急法</p> <p>創傷の救急處置</p> <p>骨折火傷の救急處置</p> <p>傷者の取扱と運搬者</p> <p>九、擔架基本訓練</p> <p>イ、各個動作及基本教練</p> <p>ロ、傷者の取扱</p> <p>ハ、運搬——平地及不整地</p> <p>一〇、踞踞伏臥等の諸動作並に各種合圖による諸動作</p> <p>イ、折敷伏せの動作</p> <p>ロ、手旗による動作</p> <p>ハ、笛による合圖</p> <p>ニ、遞傳による動作</p>	<p>6、梯子操法は各種の情況に應ずる如き基本動作をなす</p> <p>7、凡て危害豫防のための着意を要す</p> <p>8、止血は裸體にて行ふべきも便宜上着裝上より行ふ</p> <p>9、繃帯法は便宜着裝の儘行ふ</p> <p>10、擔架は衛生須知による操法を用ふ</p> <p>11、(五)は分解的に實施</p>
50	<p>教育訓練としての綜合訓練</p> <p>1、授業實施</p> <p>2、警戒警報發令下の諸動作</p> <p>3、空襲警報下の諸動作</p> <p>3、敵機來襲下の諸動作</p> <p>4、諸情況下の活動要領</p> <p>5、外部との連絡</p> <p>6、警防團到着及消火並鎮火後の措置</p> <p>7、空襲警報解除</p> <p>8、警戒警報解除</p>	全	<p>教室復歸要領</p> <p>1、訓練警戒警報發令</p> <p>イ、警報發令——傳達の要領</p> <p>ロ、各室處置</p> <p>ハ、服裝點檢及用意</p> <p>ニ、資材器材配置並點檢補正</p> <p>ホ、人員點檢諸注意</p> <p>2、訓練空襲警報發令</p> <p>イ、避難準備</p> <p>ロ、事前避難要領</p> <p>ハ、要員配備待避</p> <p>3、敵機來襲下の諸動作</p> <p>イ、敵彈落下時に於ける諸動作</p> <p>ロ、敵機彈落下</p> <p>ハ、焼夷彈落下</p> <p>ニ、防火要員活動要領</p> <p>ホ、外部との連絡要領傳令電話</p> <p>3、救護活動要領</p> <p>イ、鎮火後の措置</p> <p>ロ、訓練空襲警報解除</p> <p>イ、諸資材器材の整備</p> <p>ロ、避難者歸校</p> <p>イ、訓練警戒警報解除</p> <p>ロ、資材器材復歸</p> <p>イ、要員引上げ</p>	<p>1、發令は放送設備使用可なる情況下、して行ふも情況により傳令を併用する</p> <p>2、焼夷彈落下地點は警防團員の考慮による</p> <p>3、職員は終始指導的立場に於て實施し、情況外となす</p> <p>4、警防團等外部との連絡は左記に行、警察署 二四番 第二分團 三六六番 本部 一一八番</p> <p>5、警防團に協力する爲めの自衛防火の轉移の時期</p> <p>6、警防團到着すれば協力し防火の位置につく</p> <p>7、被害報告は的確に行ふこと</p> <p>8、反覆空襲を考慮し充分なる備へあ、如く指導す</p>
20	<p>兒童不在校時警報發令ありたる場合の諸動作（特設防護團訓練）</p>	全	<p>1、集合整列</p> <p>2、人員點檢報告</p> <p>3、講評（兒童に團長より）</p> <p>4、歸宅上の注意</p> <p>5、放課</p>	<p>1、集合は正常歩</p> <p>2、指揮者の態度</p> <p>3、歸宅途上に於ける交通道德、分團制</p>
20	<p>兒童不在校時警報發令ありたる場合の諸動作（特設防護團訓練）</p>	1	<p>1、訓練警戒警報發令</p> <p>配置點檢補正</p> <p>2、訓練空襲警報發令</p> <p>イ、奉護、搬出、消防</p> <p>ロ、焼夷彈落下</p> <p>ニ、火災發生</p> <p>3、警戒解除</p> <p>4、奉迎</p>	<p>1、何時、誰が何處で何をどうするか、明瞭に</p> <p>2、限られたる人員を以て廣大なる建物を防護するに付團員の有機的活動留意</p>
1.00	<p>午 食</p>	木内	<p>施設並防空教育資料展觀解説</p>	<p>午食後二十分間の豫定</p>
1.30	<p>研究發表</p>	1.30	<p>1、學校長挨拶</p> <p>2、本校防空教育の實際</p> <p>3、學校防空の着眼點</p> <p>教學課長</p>	<p>印刷物「我が校の防空」参照</p>
1.00	<p>研究懇談</p>	<p>學校長</p> <p>各主任</p> <p>職員</p>	<p>1、本校計畫並實施を中心として批評</p> <p>2、研究會の設置計畫樹立</p>	<p>批評記錄の蒐集</p> <p>研究會原案作製</p>

教育研究發表會日程並要項

昭一八、一〇、九

撫養國民學校

目	年學	擔任者	指導事項	指導上の留意事項	場所	參觀場所	教令
<p>説明)</p> <p>1、児童朝會前遊戯中に於ける待機訓練</p> <p>2、児童朝會</p> <p>3、朝會後伏臥基本訓練</p> <p>1、教室入り及朝會行事</p> <p>2、授業繼續</p> <p>3、傳達——周知</p> <p>4、心構養成</p>	全	全保	<p>1、職員儀禮</p> <p>2、行事日程の周知及豫報</p> <p>1、各受持分擔の清掃</p>	<p>週番と高學年児童との連繫</p> <p>厳肅に實施</p> <p>靜かに丁寧に</p>	校外	職員室	廊下
<p>命令下の</p> <p>1、警報發令(突如たる空襲警報)</p> <p>警報傳達——周知徹底</p> <p>避難準備——児童服裝各室處置</p> <p>資材器材準備並點檢補正</p> <p>高等科生一部補助</p> <p>全員緊急避難</p> <p>2、避難者の處置要領並完了報告の要領</p> <p>3、警報解除</p> <p>解除下の諸動作</p> <p>4、待機命令</p>	全	擔任	<p>1、児童は待避難するを原則とす</p> <p>2、職員(團員)の活動要領を中心とし児童は補助的位置に立たしむ</p> <p>3、特設防護團の綜合處置として連絡統一を圖る</p> <p>4、學校防空指針の精神を具現するに努む</p>	<p>1、基本訓練は勉めて段階的發展的に實施す</p> <p>2、狀況下に於て實施する場合は實施者に於て情況を設けるものとす</p> <p>3、情況下に於て實施する場合と雖もつとめて參觀に便なる如くす</p> <p>4、焼夷彈は各種のものに對する處置を考慮し實施す</p> <p>5、送水注水は各個動作を修練し然る後集團的に行ひ統制あらしむ</p> <p>6、梯子操法は各種の情況に應ずる如き基本動作をなす</p> <p>7、凡て危害豫防のための着意を要す</p> <p>8、止血は裸體にて行ふべきも便宜上着裝上より行ふ</p> <p>9、綱帶法は便宜着裝の儘行ふ</p> <p>10、擔架は衛生須知による操法を用ふ</p> <p>11、(五)は分解的に實施</p>	各教室	各廊下	<p>○防火處置</p> <p>○各廊下は廊下</p> <p>○避難は岩崎神社</p> <p>○職員補助</p> <p>○校地内全體</p> <p>○空襲警報と同時に休校なるも次の訓練のため待機せしむ</p>
<p>避難の基本</p> <p>1、校舎内に於ける警報下に要する避難教育訓練</p> <p>イ、基本動作</p> <p>ロ、緊急避難用立棒の使用法</p> <p>ハ、警報下に必要なる避難中の諸動作</p> <p>イ、基本隊形及姿勢</p> <p>ロ、各種地形地物の利用</p> <p>ハ、情況に應ずる諸動作</p> <p>3、焼夷彈消火の基本要領</p> <p>イ、建の掛方</p> <p>ロ、砂の掛方</p> <p>ハ、兩者併用の基本</p> <p>4、送水の基本要領</p> <p>イ、姿勢隊形</p> <p>ロ、バケツ送水——速度量</p> <p>ハ、注水送水の連絡</p> <p>5、梯子操法基本要領</p> <p>イ、停止間に於ける諸動作</p> <p>ロ、行進間の諸動作</p> <p>ハ、掛け方及組方</p> <p>6、注水基本</p> <p>イ、火點に應ずる集注注水</p> <p>ロ、防火の爲の擴散注水</p> <p>ハ、各種情況に應ずる注水要領の基本</p> <p>7、止血法の要領</p> <p>イ、指壓止血法</p> <p>ロ、各部止血法</p> <p>ハ、止血帶による止血</p> <p>8、綱帶法を主とする救急處置要領</p> <p>イ、三角布による基本綱帶法</p> <p>ロ、各部位</p> <p>ハ、各種救急法</p> <p>イ、創傷の救急處置</p> <p>ロ、骨折火傷の救急處置</p> <p>ハ、傷者の取扱と運搬者</p> <p>9、擔架基本訓練</p> <p>イ、各個動作及基本教練</p> <p>ロ、傷者の取扱</p> <p>ハ、運搬——平地及不整地</p> <p>10、蹲踞伏臥等の諸動作並に各種合圖による諸動作</p> <p>イ、折敷伏せの動作</p> <p>ロ、手旗による動作</p> <p>ハ、笛による合圖</p> <p>ニ、運傳による動作</p>	<p>初四(男女)</p> <p>初六(男)</p> <p>高一(男)</p> <p>高一(女)</p> <p>高二(男)</p> <p>高二(女)</p> <p>高二(女)</p> <p>高一(男)</p> <p>初五(男)</p>	<p>麻植(南佐)</p> <p>木内</p> <p>金森</p> <p>柏</p> <p>石井</p> <p>黒田</p> <p>貴志</p> <p>千葉</p> <p>木村</p> <p>中島</p>	<p>北校舎階上</p> <p>廊下</p> <p>北校舎北側</p> <p>北校舎廊下</p> <p>階上階下及前庭</p> <p>運動場</p> <p>同上北東</p> <p>同上北西</p> <p>同上南東</p> <p>同上南西</p> <p>運動場</p> <p>西北</p> <p>中央北</p> <p>車側</p> <p>北側</p>	<p>×教師は情況ある場合も情況外とす</p> <p>×基本を行ふ服裝はその儘とす</p> <p>×笛は規定せる方法による</p> <p>×赤旗を合圖用手旗とす</p>			
<p>総合訓練</p> <p>教室復歸要領</p> <p>1、訓練警報發令</p> <p>イ、警報發令——傳達の要領</p>				<p>1、發令は放送設備使用可なる情況下として行ふも情況により傳令を併用す</p>	運動場	○傳令は支關	×避難者は便宜歸宅せ

昭和十九年八月十五日初版印刷
昭和十九年八月二十日初版發行

（三〇〇〇部）
内特別割當二、〇〇〇部

◎定價 二圓五〇錢
特別行爲稅相當額 三〇錢
合計 二圓八〇錢

總島縣撫養國民學校校長

加賀見忠平

東京都日本橋區本石町三ノ二

野澤義朗

大阪府西區阿波座中通二丁目四

井下精一郎

印刷者

發行者

著作者



日本出版會承認
い 460037 號
(123077 文英堂)
國民學校の防空

發行所

東京都日本橋區本石町三ノ二

東洋經濟新報社

大阪府北區絹笠町一番地

東洋經濟新報社關西出版局

振替東京・六五一八番
振替大阪・六七一九五番

配給元 東京都神田區淡路町二丁目九番地 日本出版配給株式會社

池 N-69

20
10/23

9

賣價税込 2.80

